

平成23年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成23年12月13日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第58号 平成23年度訓子府町一般会計補正予算(第7号)について
- 第5 議案第61号 平成23年度訓子府町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第6 議案第62号 平成23年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第7 議案第59号 平成23年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第8 議案第60号 平成23年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 第9 議案第63号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第64号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第12 認定第1号 平成22年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第2号 平成22年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第3号 平成22年度訓子府町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第4号 平成22年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第5号 平成22年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第6号 平成22年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第7号 平成22年度訓子府町水道事業会計決算の認定について
- 第19 報告第11号 出納検査結果報告について
- 第11 一般質問

○出席議員（10名）

1番	橋本憲治君	2番	佐藤静基君
3番	工藤弘喜君	4番	河端芳惠君
5番	余湖龍三君	6番	安藤義昭君
7番	小林一甫君	8番	西山由美子君
9番	山本朝英君	10番	上原豊茂君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	林秀貴君
企画財政課長	森谷清和君
町民課長	佐藤純一君
福祉保健課長	八鍬光邦君
農林商工課長	佐藤藤正好君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	伊田彰君
上下水道課長	竹村治実君
会計管理者	平塚晴康君
教育長	山田日出夫君
管理課長	山内啓伸君
社会教育課長	上野敏夫君
社会教育課業務監	元谷隆人君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野宏君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
教育委員長	飯田洋司君
監査委員	山田稔君
農業委員会会長	谷本茂樹君
選挙管理委員長	仁木範幸君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷勇君
議会事務局主任	小林央君

◎開会の宣告

○議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成23年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をします。本日は、全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が7件であります。そのほか、認定が7件、報告が1件であります。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、3番、工藤弘喜君、4番、河端芳恵君、5番、余湖龍三君、6番、安藤義昭君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎行政報告

○議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本定例会招集の

ご挨拶を申し上げます。本日、第4回定例町議会を招集申し上げましたところ全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本定例町議会に提案しています主な概要を申し述べまして、理解を賜りたいと思います。

まずは、各会計の補正予算についてでございます。

一般会計につきましては、3,223万5千円の追加補正を提案させていただいております。

その主な内容は、総務費では、基金積立として、財政調整基金と社会資本整備基金への積立と平成24年度から始まる姉妹町の津野町との職員相互人事交流事業の受け入れのための準備経費。

さらに、若葉町交差点における死亡交通事故などを受けての交通安全対策経費。

また、町制60周年記念としての訓子府村史の復刊版作成経費など。

民生費では、制度改正による障害者福祉システムおよび子ども手当システムの改修経費。

介護保険特別会計への繰出金の追加と後期高齢者医療の広域連合負担金の追加。

また、受け入れ児童の対象を拡大することにより、老朽化している児童生活館を建替えるための児童センター整備の基本・実施設計業務の経費。

衛生費では、在宅当番医制運営事業負担金の追加。

農林水産業費では、農業後継者育成事業補助金の増額と下水道事業特別会計への繰出金の追加。

商工費では、住環境リフォーム促進事業が予定していた事業費を超えることから、町補助金の追加。

教育費では、外部講師招致事業の講演が中学校から小学校へ変更になったことによる講師謝礼の予算の組み替えと訓子府小学校の全道リコーダーコンテスト参加にかかる派遣費を提案させていただいております。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、平成22年度特定健診等の実績に伴う、超過分の国および道返還金など89万4千円の追加補正。

後期高齢者医療特別会計につきましては、医療広域連合への保険料と納付金366万7千円の追加補正。

介護保険特別会計につきましては、介護保険制度改定に伴うシステム改修業務委託料220万8千円の追加補正。

下水道事業特別会計につきましては、道道北見置戸線の道路拡張整備に伴い支障となる下水道管移設にかかる委託料520万円の追加補正を提案させていただいております。

次に、条例改正についてであります。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、支給対象者が拡大されたことによる災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、条例改正を提案させていただいております。

次に、過疎地域自立促進市町村計画の一部変更ですが、これは今議会で基本・実施設計の予算補正をさせていただいております児童センターの建設について、過疎債を利用して実施するため、同計画に掲載するものであります。

以上、議案7件の提案をさせていただいておりますが、詳細につきましては、各担当課

長から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます、本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

まず、1点目は、高規格救急自動車の配車についてでございます。

この度、北見地区消防組合から訓子府支署に最新型の高規格救急自動車が配車となりましたので、ご報告申し上げます。

現在、救急出動しています高規格救急自動車は、導入してから10年が経過し、搬送中の故障等が懸念されるなど、老朽化が進んでおり、また、搬送先の多く北見市内の各医療機関までの搬送時間は20分程度を要し、搬送中に高度な救急救命措置を行うため最新の高規格救急自動車を必要としておりました。

毎年度、救急医療活動に貢献するなどの社会貢献活動の一環として、北海道内の各自治体の申請に基づき、消防本部等に救急自動車を寄贈しておりますJA共済連北海道本部の緊急自動車寄贈事業を活用し、救急自動車の北見地区消防組合消防署訓子府支署への配置が決定したものでございます。

配車される救急自動車は、トヨタ社製、2700cc、フルタイム四輪駆動のオートマチック車で約530万円相当の寄贈であります。この救急自動車に北見地区消防組合で約3千万円を投入し、無線装置や防振ベッドなどを導入し、高規格救急自動車仕様に整備するとともに最新鋭の救急医療機材等も備えた車両に整備し、12月16日には、JA共済連北海道本部からの寄贈式が行われる予定であります。

訓子府支署での年間救急出動回数は、ここ数年200回前後で推移しており、最新の高規格救急自動車の導入とともに、現在、救急救命士7名を配置し、出動に備えており、今後より一層、住民の方の救急救命の向上に期待しているところであります。

以上、高規格救急自動車の配車についての行政報告とさせていただきます。

次に、北海道横断自動車道の整備進捗状況についてであります。

北海道横断自動車道網走線につきましては、十勝圏とオホーツク圏の生活経済圏を結ぶとともに圏域相互の広域的な交流を活発化させ、各種産業流通の効率化や観光の振興、地域の均衡ある発展と福祉の向上等に大きな役割を果たす路線として、平成元年に本別から訓子府間、平成3年に訓子府から端野間が整備計画期間に昇格し、平成18年2月7日の国土開発幹線自動車道建設会議において、陸別町小利別から北見間の新直轄方式による着工が全国ではじめて決定されたものでございます。

本町の区間につきましては、平成18年5月10日に訓子府から北見間の計画説明会が開催されたのを皮切りに道路予備設計調査測量、道路実施設計、構造物詳細設計、用地確定測量を実施し、平成19年度から土地所有者の方との交渉を進め、一部工事着手しているところでございます。本町の区間延長17.8kmの整備区間の土地所有者70名につきましては、事業用地の基盤整備補助金の関係から来年度の契約となる1名を除き、100%用地補償契約が終了し、現在、6カ所の橋梁工事、4カ所の改良工事が進められているところであります。この間、高速道路は主に新設区間が多く、広大な敷地買収、耕作地の分断や道路排水の流末整備など各種の問題に精力的に取り組んでいただいた網走開発建設部北見道路事務所と同建設部用地課に感謝申し上げますとともに耕作地や山林等の買収に、ご協力いただいた地域の皆様にお礼を申し上げますところでございます。

なお、全体計画としては、予算の状況にもよりますが、北見道路は、(仮称)北見インターから(仮称)北見市端野町川向間が平成24年度末、(仮称)訓子府インターから(仮称)北見インター間が平成26年度末、(仮称)訓子府インターから(仮称)陸別町小利別間は平成28年度以降の供用開始を予定しているところございます。

本年10月29日には、夕張から占冠間が供用開始され、道央圏と十勝圏が高速道路でつながり、交流人口の拡大や道路交通の安全性の向上が図られたところでございます。

高速道路につきましては、全線が開通して、その効果が表れてくるものでありますので、訓子府区域の1日も早い完成と凍結区間である足寄から小利別間、端野から美幌間が早期着工できるよう引き続き北海道や関係自治体等と連携をはかりながら、各機関に要請活動を一層進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(橋本憲治君) ただいまの行政報告に対しまして、若干の時間、質疑することを許します。

質疑は、1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

9番、山本朝英君。

○9番(山本朝英君) 9番、山本です。ただいまの行政報告の中で、高規格救急自動車の配車のことなのですが、新しい今の技術も含めた車両ということですが、これに伴う職員の採用等々には問題ないのか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長(橋本憲治君) 総務課長。

○総務課長(林 秀貴君) ただいまの行政報告の高規格救急自動車の配車に関連して救急救命士の配置等のご質問でございますが、現在、訓子府支署には支署長も含めて、14人の職員が配置されており、そのうち救急救命士が7名配置されている状況で、実際上は最少の人数の中で今、3交代の中で対応しておりますので、現状としては、今その体制の中では、多少の支障はございますが、今後もその最低限のこの人数を維持していくことで考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(橋本憲治君) ほかにご質疑ございませんか。

3番、工藤弘喜君。

○3番(工藤弘喜君) 3番、工藤です。今、山本議員も質問された高規格救急自動車の関係ですが、質問は2つあります。

1つは、10年経過し更新ということになりますが、この救急車の法的な更新の年数が決まっているのかどうかを確認したいことともう1つは、これからのことに向けて考えると大事なことと思っているのですが、装備に約530万円の車に3千万円かける。極めて結構高い金額をかけて、救急車を整備していく訳ですが、この高度医療というのか、高度救急救命医療みたいな感じで考えていくと過去10年間で、現在の救急車の中で救急搬送中に整備がうまくいかなかったことにより、大変な事態になったことがあったのかどうか。もし把握しておられるのであれば、車の原因により、途中で助かる命も助からなかったことがあったのかどうかも含めて分かればお答えいただきたいと思います。

○議長(橋本憲治君) 総務課長。

○総務課長(林 秀貴君) まず、1点目の救急車更新年限の関係でございますが、法的な根拠はございません。北見地区消防組合で消防の総合計画みたいなのを策定してござい

まして、その中で救急車は、北見市内の配車になっているものは7年程度、それ以外のものは10年程度と計画されていることで、今回、先ほど町長が行政報告で申し上げましたが、實際上、救急車にかかわる財源措置がないことで、JA様のご厚意によって、毎年、行っている救急自動車寄贈事業を活用し、車両本体を寄贈していただき、先ほど行政報告で申し上げましたように車両を改造し、救急車用の特殊車両にする擬装^{ぎそう}と医療機器をつける分で、約3千万円を消防組合で負担している現状でございます。

2点目の10年経過しているが、その間に搬送中、何か車等の原因によって、何かの事故があったかということでございますが、救急車両で住民の命を守るという意味合いも含め、通常から救急車の整備には心がけているところでございますので、10年間の中で車両が原因で何かあったということの報告は受けてございません。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

2番、佐藤静基君。

○2番（佐藤静基君） 2番、佐藤です。2点目の高速道路の件についてお伺いしたいのですが、訓子府を横断する事業は、私の経験では、はじめてのことなのですが、今、報告がありましたように平成元年から、この話が出まして、だんだん事業が目に見えてまいりました。今の報告でいきますと訓子府を横断する道路については、17.8kmの道路が通る。当然、道路ですから町有地を含め、民地などを通りますと大体70名の方と売買の話がついた状況であります。少しいろいろ先輩議員の意見も聞いたのですが、議員でありますから、高速道路が一体どのようになるのかとよく聞かれます。私は、たまたまと言いますか、議会で報告がない限りは、職員の所へ行けばおよその話は聞けますが、表立った話は、あまり出せないのです。どのような訳か分かりませんが、そこでもし差し障りなく、個人の土地が売れている訳ですから、個人情報などいろいろあるでしょうが、町全体として、このようなものに携わる私どもとして、特に、民地、それから畑や山林が、どれだけ今回のこの関係で売ることになったのか。それから、将来の見通しについての図面を個人的なものはもちろん必要としませんが、道路がどのように通るのかの図面は我々に公表できないものなのか。ただ、通常いろいろと会う中で、どうなっていると聞かれても、訓子府の直接事業ではないから分からないというような言い方をしているとそんなことないだろうということになり、ある程度の話をしなければならなくなると私は考えていますので、決まった時に図面はいただけるのでしょうか、やはり町民に知らせなければならないと思いますので、その点について、もし話ができるのであれば伺いたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（伊田 彰君） 今、行政報告の2番目の高速道路関係で2点お尋ねをいただきました。

1点目の全体の事業用地というのか、訓子府町でどのぐらいの敷地が買収等々になっているのかは、今現状で資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

2点目の高速道路の位置等の図面関係につきましては、本年度の多分4月広報と思いますが、位置図としては、非常に小さい図面ですが、折り込みをさせていただいたことと細かい部分については、非常に図面が全体で何mにもなりますので、そのような意味で、建設課に一応、備え付けておりますので、もしそのように言う方がおられましたら、建設課

へ詳細を聞いていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、高規格道路も特に議員の立場から、町民に正しく理解をしてもらう。その意味での資料提供が必要ではないのかということでございました。その点でいいますと非常に用地交渉は、メンタルなものでございます。しかも町が直接やるというよりは、国土交通省ならびに網走開発建設部北見道路事務所が中心になって行っていることとございますので、全面的に町の係りを積極的にすることを控えてまいりました。しかし、用地交渉等については、道路事務所が中心になり、私どもの職員が補完的な役割を担いながら、誠実に地域の事情や無理の生じないように、地権者のご意見も伺いながら、時には道路事務所へ私どもから補完的な役割の意見を申し述べることでやってまいりました。このことによって、町として行政報告で、今どのような状況かをお話すべきではないかということで、今回、行政報告をさせていただいたことをまず1つはご理解いただきたい。

それから、道を考える会、あるいは北見道路事務所等でトンネル工事やあるいは橋梁工事の途中で説明会等を開催させていただいております。かなりの人たちが来て、実際、簡易な図面等を見ながら、あくまでも北見道路事務所が中心になっておりますので、もし状況を議員で改めて正式に現在の簡易な図面も例えばA3程度で全体がここまであり、この形でいくことが大体分かると思いますので、その図面等が必要であればまた、機会を設けて全員協議会でもお話することは、やぶさかではございませんので、詳細については、伊田課長が申し上げましたように、図面が長くなってしまいますので、希望があれば、いつでも見ていただく。あるいは状況によっては、その図面を全員協議会で広げて見ていただくことは可能だと思いますので、また、改めて局長とも相談しながら、そのような場を設定していきたいと考えますので、ご理解を賜りたいと思います。

もう1点、逆に、議長にお許しいただきたいのですが、工藤議員と山本議員から出た救急車のことであります。これは、林課長からも申し上げましたとおり期限の定めはございませんので、消防組合で決めている現状の中で、支障のないようにということで、10年としてございました。私どもの町としては、今年度が10年であり、JA共済、それから町として予算設定で努力をしておりますが、これも補助金がないため、起債対象にもならない。それで、何度かJA共済と北海道庁に行き、訓子府への配車を要請してきました。これは、道庁とJA共済の両面の理解が必要になってきますので、強く要請した経緯がございまして、JA共済に入っていない自治体は、このJA共済から500万円の補助はありませんので、振り分けられたところもあるようですので、そのような状況の中で、何とか高規格救急車の配車を実現してございます。

なお、16日の午前10時、支署前で納車式を行いますので、今の段階では、議長、副議長と消防議員の出席をお願いすることで考えておりますので、この点についてもまたご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 今回の救急車の件でお伺いいたします。16日に納車ですが、現在の救急車は、その後どのようなようになるのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（林 秀貴君） 今ある救急車の関係でございますが、北見地区消防組合に現在11台か12台を組合自体に救急車が配車になってございます。その中でも特に予備車として、故障したり、救急的に救急車が必要な場合の予備車も配車してございます。今の訓子府支署の救急車につきましては、留辺蘂支署の予備車として、配車になると聞いているところでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

9番、山本朝英君。

○9番（山本朝英君） 9番、山本です。高規格道路と救急車の関係で、関連していると思うのですが、この場で聞いていいのかわかりませんが、また、反対する訳ではないのですが、大まかに高規格道路の目途が大体ついてきていることから考えるとそのメリットやデメリットは、ある程度、念頭にあるのか、分かればお伺いしたいのと非常に私も救急車に一度お世話になり、北見まで行ったのですが、非常に遅い感じがするのです。音は大きいのですが、例えば高規格道路が完成した場合、現状のままですとこの道路を走る訳ですから、そんなに早くは走れないと思うのですが、高規格道路ができ、高規格道路を走って、北見の病院に入るのは、相当スピードも出せると思うのですが、時間的な短縮を大まかに分かればお伺いしたい。皆、新しい救急車が入るとあの状況の中で、あれ以上、スピードが同じだったら大して意味がないのではないかとこの声が出てきそうなので、分かればお伺いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、山本議員から時間の問題とデメリット、メリット性の問題についての話がありました。これは私自身も期成会の理事、あるいは道内の理事として、国土交通省や北海道選出の議員等、あるいは省庁に要請活動を町長就任以来してしておりまして、一般的で申し訳ないのですが、お許しをいただきたいと思えます。

1つは、私どもの町は、平成18年4月20日にふるさと銀河線を廃止するに至りました。何とか存続。何とか違った形で継続ができないかと努力してきたのも事実でございますが、現実的には、ふるさと銀河線を廃止したことによって、道路、あるいは空路、海路を含め、北海道の交通体系がいかにあるべきかと問われていた。その点でいくと道央圏に直結するものは、今、私どもの町で言いますと道路しかない。しかも関連で言いますと空路は、座席数や便数の減少という問題を掲げておりますし、JR北海道の列車で申しますと例えば、JA貨物等については、既に1便減らされ、2年後には、先が見えない。もしかすると廃止になるかもしれないということで、陸送の関係が、やはり出てきております。その点で言いますとこの高規格道路は、北海道内の道央圏やあるいは道東圏につなぐ幹線道路として、できるだけ早くと私たちは要請をしまりました。1つは、例えば、ふるさと銀河線沿線でいきますと特に陸別町のことを申しますと産婦人科がなく、出産等については、ほとんどが北見赤十字病院へ行っている状況でありますので、陸別町から北見市まで、普通車で走りますと1時間強かかるのではないのかと思えますが、それが高規格道路ができますと30分で北見市まで搬送が可能になる点では、医療にとっても非常に大事であることを私たちは強く求めております。それから、物流関係で言いますと訓子府一足寄間は直轄になりますので、高規格道路料金は無料のはずです。今、石灰、それ

から今、飼料工場は、士幌に行きましたが、いろいろな物流が苫小牧港から発着しているということで申しますと本町から今、苫小牧市に車で、10月の占冠一夕張間が通ってない時は、乗用車で5時間、それが、占冠一夕張間がつながったことによって4時間。おそらく訓子府から小利別までつながりますと苫小牧まで4時間を切るのではないかと思います。すなわちそれはとりもなおさず、千歳市、札幌市もほぼ同じ距離になりますから、4時間を切ると思います。陸送関係の点では、道内の中での高規格道路は、道東地区が大変遅れていることがございますので、これがつながることによって、相当短縮がされるのではないのかということです。例えば、北見から訓子府まで日赤への第3次医療圏の救急搬送の場合については、現在30分くらいですが、距離が短いので、どちらを走るかの問題はありますが、半分ぐらいになることにはならないと思いますが、いずれにしてもノンストップで行ける状況が出てまいりますので、確かに近くなってくるのは、事実でございますので、その程度のことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（林 秀貴君） 今の山本議員の関係でお答えしたいと思います。まずは、高規格道路が、例えば訓子府インターから北見インターまで開通になり、事故が起きた場合につきましては、要請が訓子府区間であれば、うちの救急車が出動し、搬送する形になりますので、その意味では、デメリットというのかどうかは別にして、高規格道路が開通になることで事故が増える可能性が多少高くなる場所がございますが、その辺も見据えながら、最新鋭の救急自動車を今回、配車したところをご理解いただきたいと思います。

それと救急出動し、高規格道路を通過して、北見市の病院に搬送する場合、搬送先の病院によりますが、今、北見のインターは、若松で下りることになりますので、搬送先の病院によって、例えば、端野側の病院に行く時は、時間が短縮になる可能性はありますが、北見市内の病院に行くということになれば、時間が短縮になるかどうかは、今とさほど変わらないのではないかと今予定としているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（林 秀貴君） 今、高規格道路の制限速度が80キロですので、80キロまでは出せますが、後は北見市内に、もし搬送する場合、信号等や交差点があれば減速する可能性もありますので、その辺での時間との兼ね合いは、先ほど申し上げたように搬送先の病院によっては、少し変わってくるというところでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第58号、議案第61号、議案第62号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第4、議案第58号、日程第5、議案第61号、日程第6、議案第62号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第58号から順次説明願います

副町長。

○副町長（佐藤明美君） それでは、議案第58号の補正予算の説明をいたしたいと思
います。議案書の1ページをお開きいただきたいと思
います。

議案第58号 平成23年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）の説明を申し上げ
ます。

今回の補正につきましては、第1条にありますように既定の歳入歳出予算の総額に歳入
歳出それぞれ3,223万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億2,5
25万9千円とするものでございます。

次に、第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては
は、次のページの第1表とおりでございますが、これについてはご覧をいただくことと
し、内容につきましては、3ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただ
きたいと思
います。

それでは、3ページをお開き願いたいと思
います。

一番上段の表の9款、1項、1目の地方交付税1,815万円につきましては、補正予
算全体の財源調整として計上しております。

次に、中段の表になります。

14款、2項、2目、民生費道補助金233万1千円につきましては、10月の子ども
手当制度変更に伴う電算システム改修に対するもので、補助率100%の補助金になり
ます。この補助金に対する歳出につきましては、6ページの下
の表、3款、2項、4目、児童措置費、13節、委託料233万1千円、子ども手当システム改修事業に全額充てるも
のでござ
います。

3ページに戻っていただき、一番下の表になります。

15款、1項、2目、利子及び配当金の266万3千円につきましては、平成22年度
に北海道市町村備荒資金組合の超過納付金積立に対する運用利息として、本町の財政調整
基金から、積立した2億円分の利息が186万円、さらに、社会資本整備基金から積立し
た1億円分の利息が80万3千円となったものでござ
います。

なお、この超過納付金の意味につきましては、備荒資金組合規約によりまして、毎年度
の地方交付税の算定に用いられた基準財政需要額のおおむね100分の1に相当する額を
納付金と言
い、その納付金の限度5千万円を超えた部分の蓄積を超過納付金と呼んでいる
ものでござ
います。

この利息配当分の266万3千円分については、5ページをお開きください。

歳出、2款、1項、1目一般管理費の右側の中段、25節、積立金266万3千円で計
上し、それぞれ財政調整基金と社会資本整備基金に積み立てるものでござ
います。

次に、4ページになります。

17款、1項、2目、社会資本整備基金繰入金800万円につきましては、6ページ
の下
の表、3款、2項、7目、児童センター建設事業費の13節、委託料の児童センター基
本・実施設計業務800万円に充当するものでござ
います。

再び4ページに戻っていただき、中段の3目、産業後継者育成基金繰入金25万1千円
につきましては、7ページ
の真ん中の表になります。6款、1項、3目、農業振興費の19節、負担金補助及び交付金、農業後継者育成事業補助金25万1千円に充当するも
のでござ
います。

なお、この増額につきましては、J Aきたみらい酪農青年部海外酪農業視察研修の参加人数が、当初の5名から9名に増えたことに伴い増額するものでございます。

また、4ページに戻っていただき、一番下になります。

5目、地域活性化基金繰入金84万円につきましては、5ページの下段、2款、1項、10目、町制60周年記念事業費の11節、需用費の84万円に充当するものでございまして、これは、昭和26年に作成した訓子府町村史の在庫が無いことや残っている村史も保存状態が悪いことから、その復刻版を1千冊作成するものでございます。

次に、歳出の説明をいたしますので、5ページをそのままご覧ください。

表の一番上になりますが、2款、1項、1目、一般管理費の一番右側をご覧いただきたいと思いますが、情報管理事業の16万5千円につきましては、13節の委託料で16万5千円を計上しておりますように、総合行政ネットワーク機器等保守業務（LGWAN：全国の地方公共団体をネットワークで結ぶシステム）のリース期間が本年度で終了することに伴い、LGWANとつなげる接続機器を交換するため追加するものでございます。

次に、右側の各種基金積立金の266万3千円については、歳入の備荒資金組合の利息のところ、ご説明しましたので省略させていただきます。

次に、その下の人事交流事業の179万5千円につきましては、平成24年4月1日から、高知県津野町とお互いに1名ずつ2年間、職員の相互交流を行うための準備経費でございます。赴任については、4月1日となりますので、その前に準備等を行う必要があることから、現年度分にかかる経費のみを一部、今回計上させていただいたものでございます。

詳細につきましては、一番上段の12節、役務費、7万1千円と27節、公課費3万円、18節、備品購入費の乗用車130万円、これは、中古の4駆の小型車1台と考えております。この車の取得時にかかる税や保険料は、12節と27節になります。

同じく、18節、備品購入費の住宅用備品39万4千円につきましては、FFストーブ・テレビ・掃除機・ガス台・洗濯機・冷蔵庫などの購入経費で、こちら側で揃えるべき基本的なものの購入経費として計上してございます。

次に、表の中段あたりになります。

7目、住民安全対策費の11節、修繕料65万円につきましては、町道南12線と道道北見白糠線交差点で、皆さんもご存じのように9月18日に死亡交通事故が発生し、その後も4件連続し、交通事故が同じ場所で発生したことから、警察・オホーツク振興局、昔の土現では、路面標示や自発式視線誘導表示、交差点^{びょう} 鉾などを設置しており、町では、ゼブララインなど急を要することから設置したものであり、それらに充てた経費でございます。

10目、町制60周年記念事業につきましては、先ほど歳入で説明したとおりですので省略させていただきたいと思います。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。

上の表になりますが、3款、1項、1目、社会福祉総務費、13節、委託料、31万5千円につきましては、障害者自立支援法の一部が改正されることから障害者福祉システムの改修を行うものでございます。

その下の2目、老人福祉費の19節、負担金、補助及び交付金の789万6千円につき

ましては、平成22年度の後期高齢者医療の療養給付費負担金の確定に伴う増額分でございます。

同じく、28節、繰出金、110万5千円につきましては、介護保険の制度改正に伴う電算システム改修費として、介護保険会計への繰り出しを行うものであり、歳出の詳細は、介護保険特別会計で行います。

次に、一番下の表になります。

3款、2項、4目、児童措置費と7目、児童センター建設事業費につきましては、先ほど歳入で説明しておりますので省略したいと思います。

次に、7ページの一番上の表になります。

4款、1項、1目、保健衛生総務費、19節の在宅当番医制運営事業負担金、3万5千円につきましては、この制度は、従来まで、祝日は未実施でしたが、平成23年度から祝日も実施することになったことに伴い、その増額分を1市2町の北見市、置戸町と本町で案分し、負担することになったもので、本町分の3万5千円が増えた部分でございます。

次に、中段の表になります。

6款、1項、3目、農業振興費の農業後継者育成事業につきましては、先ほど歳入で説明したとおりでございます。

同じく、5目、農業基盤整備事業費、28節、繰出金の520万円につきましては、道道北見置戸線道路拡幅工事に伴い、支障となる下水道管などの移設にかかる測量調査業務を行うことから、下水道会計への繰り出しを行うものでございまして、詳細は下水道特別会計でご説明したいと思います。

次に、一番下の表になります。

7款、1項、2目、商工業振興費、19節、負担金、補助及び交付金の80万円につきましては、国の繰越予算と本年度通常予算で実施している商工会が行っております住環境リフォーム促進事業補助金の需要件数の見込みも含め、50件にほぼ固まる見込みとなったことから、不足分を増額補正するものでございます。

次に、8ページをお開きください。上の表になります。

10款、2項、2目、教育振興費の8節、報償費、10万円につきましては、小学校の学校教育活動に要する経費で、5・6年生を対象とした講演会の講師謝礼でございます。

なお、この講師につきましては「東京訓子府倶楽部」から外部講師として、現在弁護士をしております久島和夫氏を招致し、法律に関する講演をいただくものでございます。

次に、真ん中の表になります。

10款、3項、2目、教育振興費、8節の報償費10万円の減額につきましては、今ご説明しました「東京訓子府倶楽部」の外部講師による講演会を当初中学校で予定しておりましたが、講演内容の関係上、小学生を対象としたものへ変更したため、中学校費から小学校費へ振り替えたと考えていただければいいと思いますが、減額補正するものでございます。

次に、一番下の表になります。

10款、5項、1目、社会教育総務費の19節、負担金、補助及び交付金の18万9千円につきましては、訓子府小学校スクールバンドが、11月27日に行われた第33回北見地方リコーダーコンテスト合奏の部において、金賞を獲得し、1月10日に札幌で開催

される全道リコーダーコンテストへの推薦による出場権を得たことから、参加に要する経費の一部を社会教育・社会体育関係大会等派遣費補助要綱に基づき補助するものでございます。

最後に、別に配布の資料1では、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況見込みをご覧いただきたいと思いますが、今回の補正による基金積立の追加を行った後の額が、平成23年度末一般会計の基金保有見込額は、右側の下から5段目にありますように30億7,570万3千円となっております。

以上、平成23年度訓子府町一般会計補正予算（第7号）の内容について、説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第61号をお願いします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） 議案書の15ページをお開き願います。

議案第61号 平成23年度訓子府町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、介護保険制度改定に伴う介護保険システム改修に係る経費について補正をするものであります。

まず、第1条にありますように歳入歳出それぞれ220万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億8,918万9千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、16ページの「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては、事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、17ページの歳入から説明させていただきます。

第3款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第4目、1節の介護保険事業費補助金につきましては、介護保険システム改修に係る補助率2分の1の国の補助金でありまして、事業費220万7,100円の2分の1の110万3千円を補正するものであります。

次に、第7款、繰入金、第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金の4節、その他一般会計繰入金につきましては、事務費用に対する一般会計からの繰入金であります。介護保険システム改修経費の補助残に充当するため、事務費繰入金として、110万5千円を追加するものであります。

次に、同じページの下段になりますが、歳出について、説明させていただきます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費の13節、委託料につきましては、歳入で説明しました介護保険制度の改正に伴いまして、介護保険システムの改修が必要になりましたことから、その経費の220万8千円を追加するものであります。

以上、平成23年度介護保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第62号の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） それでは、議案第62号 平成23年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明をさせていただきます。議案書の1

8ページでございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ520万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億1,880万円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりでございますが、これにつきましては、ご覧をいただくこととし、20ページの事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

それでは、20ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の歳入について、説明をさせていただきます。

3款、1項、1目、一般会計繰入金であります。歳出総額から歳入合計額を差し引いた額が、一般会計から繰り入れするもので、道道北見置戸線の日出市街地および若富市街地の道路拡幅に伴い、下水道管移設調査設計を実施するもので、520万円の追加を行うものでございます。

次に、歳出について、説明いたします。

2款、1項、1目、農業集落排水事業費につきましては、歳入でも説明いたしました。道道北見置戸線の道路拡幅に伴う、下水道管移設調査設計の委託費、520万円を計上したもので、日出市街地の道道訓子府津別線から町道日出団地連絡線までの212mと若富市街地の北見白糠線から町道西26号線までの536mでございます。

また、別紙、補正予算説明資料、資料3を見ていただきたいのですが、下水道事業特別会計補正予算にかかる投資的事業について、概要を記載しております。上段は、当初に予算計上した日出の支障物件移設工事であり、今回の補正分につきましては、中段に記載の道道北見置戸線交通安全工事支障物件調査業務でございます。一番下の欄が合計となっております。なお、実施箇所につきましては、別紙図面を先ほど配りましたが、この図面のとおりとなっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、平成23年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算について、提案説明をさせていただきますが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第58号、議案第61号、議案第62号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで、午前10時40分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

○議長（橋本憲治君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議案第59号、議案第60号、議案第63号、議案第64号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第7、議案第59号、日程第8、議案第60号、日程第9、議案第63号、日程第10、議案第64号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第59号から、順次説明願います。

議案第59号、議案第60号を引き続き説明願います。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（八鍬光邦君） それでは、議案書の9ページをお開きください。

議案第59号 平成23年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、第1条にありますように歳入歳出それぞれ89万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,398万3千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、10ページの「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては、事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、11ページの歳入から説明させていただきます。

第8款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目の1節、財政調整基金繰入金につきましては、平成22年度に交付を受けました特定健康診査等負担金の確定通知に伴いまして、国・道への返還金が生じたことから、その財源に充てるため89万4千円を追加するものであります。

これによりまして、資料1の下から4行目の右端にありますように、国保会計の平成23年度末基金の保有見込額は1,523万3千円となる見込みであります。

次に、同じページの下段になりますが、歳出について説明させていただきます。

第10款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第3目、償還金の23節、償還金利子及び割引料につきましては、平成22年度に国と道から交付を受けました特定健康診査等負担金の額の確定通知に伴いまして、返還するものですが、国庫支出金返還金44万7千円、道支出金返還金44万7千円の合計89万4千円を追加するものであります。

以上、平成23年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

議案第60号 平成23年度訓子府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入の後期高齢者医療保険料について、収入増が見込まれますことから、歳出の保険料納付金の予算に不足が生じますので、追加補正をするものであります。

まず、第1条にありますように歳入歳出それぞれ366万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,707万7千円とするものであります。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、13ページの「第1表、歳入歳出予算補正」の表のとおりでありますので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては、事項別明細書により、説明させていただきます。

それでは、14ページの歳入から説明させていただきます。

第1款、後期高齢者医療保険料、第1項、第1目、特別徴収保険料及び第2目の1節の普通徴収保険料につきましては、保険料軽減者が当初予算で見積もっていたよりも少なかったため保険料が増となったこと等から、特別徴収保険料現年度分につきましては、196万円、普通徴収保険料現年度分につきましては、64万6千円をそれぞれ追加するものであります。

次に、2節の普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、平成21年度と平成22年度

分の保険料について、高額滞納者等からの納付がありましたので、106万1千円を追加するものであります。

次に、同じページの下段になりますが、歳出について説明させていただきます。

第3款、第1項、第1目の後期高齢者医療広域連合納付金の19節、負担金、補助及び交付金につきましては、歳入でも説明しました保険料の増加分につきまして、後期高齢者医療広域連合に納付するため、保険料等納付金として、366万7千円を追加するものであります。

以上、平成23年度後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 議案第63号の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（林 秀貴君） 議案書の21ページをお開き願います。

議案第63号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第25号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

東日本大震災の被災者支援の一環として、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、災害弔慰金の支給対象となる遺族に兄弟姉妹が加えられたことに伴い、条例を改正するものでございます。

それでは、記以下の説明を新旧対照表により、ご説明いたしますので、議案書22ページをお開きください。

この新旧対照表は、右側が現行の条例で左側が改正案の条例でございます。

災害弔慰金を支給する遺族を定めている第4条の第1項に第3号として、支給となる遺族の範囲に死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母がいずれもない場合にあって、死亡当時に同居し、または生計を同じくしていた兄弟、姉妹がいる時は、その兄弟姉妹を支給対象者として加えるものでございます。

第3項は、遺族が遠隔地にある場合などは、同居の要件がある兄弟姉妹以外の遺族に支給することができることを規定するものでございます。

21ページに戻っていただき、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、この条例の改正後の災害弔慰金の支給を定めている第3条の規定は、東日本大震災の被災者を対象とすべく、平成23年3月11日以降に生じた災害に係る災害弔慰金について適用するものであります。

以上、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第64号をお願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（森谷清和君） 議案第64号について、説明いたします。議案書の23ページをお開きください。

議案第64号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更しようとするものであります。

今回の変更は、平成22年9月の第3回定例町議会においてご決定をいただきました訓子府町過疎地域自立促進市町村計画、いわゆる過疎計画の本文を記以下の表のとおり変更する必要があるため、説明にありますように、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき議会の決定を得て、変更しようとするものであります。

変更内容についてですが、現計画では、対策区分、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進において、児童生活館の屋根改修を実施する旨、本文に掲載しておりますが、先般、補正予算案でもご説明のとおり児童センターを建設することとなりましたので、本文28ページと30ページに掲載の児童生活館改修に係る計画文を削除し、児童センター建設に関する計画文を追加するものでございます。

また、ご承知のとおりこの過疎計画に登載されていない事業につきましては、過疎債の対象になりません。児童センター建設財源として、過疎債借入が予定されることから、今回変更するものでございます。

なお、議会の議決前に行うこととなっております北海道知事との事前協議につきましては、この11月18日に整っております。

以上、議案第64号について、説明申し上げました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第59号、議案第60号、議案第63号、議案第64号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事について、議会運営委員長並びに副議長と協議のため、午前10時55分まで暫時休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時54分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎議事日程の変更

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長並びに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第12、認定第1号から日程第18、認定第7号まで、さらに、日程第19、報告第11号を先に審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第12、認定第1号から日程第18、認定第7号まで、さらに、日程第19、報告第11号を先に審議することに決定いたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号
認定第6号、認定第7号

○議長（橋本憲治君） 日程第12、認定第1号、認定第13、認定第2号、日程第14、認定第3号、日程第15、認定第4号、日程第16、認定第5号、日程第17、認定第6号、日程第18、認定第7号までの7件については、関連する議案なので、一括議題といたします。

本案は、平成23年第3回定例会において提案されたもので、会議規則第39条第1項により、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査を行っているものです。会議規則第41条第1項により、委員長からの報告を求めます。

○決算審査特別委員会委員長（上原豊茂君） ただいま、議長からご指示ありましたので、平成22年度決算審査特別委員会における審査内容について、ご報告申し上げます。

平成23年9月13日開会の第3回定例会におきまして、当委員会に付託を受けた「認定第1号 平成22年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第7号平成22年度訓子府町水道事業会計決算の認定について」までの7件の審査の結果を報告いたします。

今年度の決算審査特別委員会は、11月7日から10日までの4日間にわたり、閉会中の継続審査として、特別委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査については、事前に提出されている予算執行に関わる各関係書類などの検査をした後、審査の必要上、提出された収入・支出伝票についても検査し、予算の適正な執行と行政効果に視点を置き、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で、調査による疑問等が生じた事項については、関係課長等の出席を求めて、内容を聴取いたしました。

詳細の審査及び質疑の内容については、省略いたしますが、11月10日の決算審査特別委員会の最終日には、委員会としての表決を行い、付託された「認定第1号」から「認定第7号」までの7会計の決算は、お手元に配付の「委員会審査報告書」とおり、いずれも、原案のとおり「認定すべきもの」として、全員一致で決定いたしましたものであります。

なお、決算審査特別委員会において、委員の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として、口頭で申し上げますので、今後の行政執行にあたって、配慮していただきたいと思っております。

まず、最初に、町税および使用料の未収額の解消については、これまでの職員の徴収努力により、収納率の向上及び未収額の減少が図られ、成果が認められているところであります。しかし、自主財源の確保と税の公平性の原則から、今後とも収納率の向上に努力をお願いするところですが、滞納者にかかわる内部の連携を密にしていくなから、町からの情報提供を十分に行い、生活の安定につなげていく努力もお願いしたい。例えば、納税に関する相談来庁を待つだけでなく、各関係課からの事前に得た情報に基づき、担当課が出向くことにより、状況が改善されることがあるのではないかと考えます。

歳出に関しましては、本年度については、特別事情により、繰越明許費が数多く計上され、不用額が発生しているところですが、今後においては、特殊な場合を除き、極力単年度で執行できるような事業の選択に努めていただきたい。

なお、歳出全般に対しては、経費削減を図りながらもきめ細かな住民サービス提供に努力されているところですが、今後においてもさらに、創意工夫に努めていただきたい。

また、住民サービスにかかわる情報提供をさらにきめ細かく行っていただくようお願いしたい。

特に、特定健診の受診率が低いことから、本町の病症データなどをもとにした本町の病症の傾向などを町民に周知するといった方策などにより、受診率の向上につなげる対策も必要と考えます。

財政運営に関しては、平成20年度予算から取り組まれている財政健全化戦略プランに基づく経費削減の努力を今後とも引き続きお願いするところであります。

また、予算の作成については、前年度実績を参考にしながら、作成していると思いますが、関係する法律改正や該当する案件の情報収集に努め、予算の精度をさらに上げる努力をお願いしたい。

今回、鉄道跡地整備事業に関し、一部未執行となった部分があるため、事前に関係者との協議を十分に行うことが必要ではなかったかと考えます。

最後に、水道会計は、有収率の向上を図るため、老朽管の更新事業を計画し、水道水の安定供給に努力することを求めるものであります。

以上、決算審査特別委員会に付託された「認定第1号 平成22年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第7号 平成22年度訓子府町水道事業会計決算の認定について」までの審査の経過と結果を申し上げ、訓子府町議会会議規則第77条の規定による報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 以上のとおり、認定第1号から認定第7号までの委員長報告は、お手元の議案書の委員会審査報告書のとおりでございます。いずれも原案のとおり認定すべきものと決定したものであります。

これより、委員長報告に対する一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号の質疑に入ります。

質疑は、委員長に対する質疑といたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回まで質疑することを許します。

まず、最初に、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

次に、認定第6号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。

次に、認定第7号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 質疑がないようですので、認定第7号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号の採決をいたします。

認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号までの7件については、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎報告第11号

○議長(橋本憲治君) 次に、日程第19、報告第11号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書38ページでございます。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長(森谷 勇君) それでは、報告第11号について、ご報告させていただきます。議案書の38ページをお開き願います。

報告第11号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成23年12月13日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成23年10月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成23年10月11日

訓子府町監査委員 山田稔

訓子府町監査委員 小林一甫

次のページ、39ページ、40ページ、41ページにつきましては、説明を省略させていただきます。42ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成23年11月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成23年11月11日

訓子府町監査委員 山田稔

訓子府町監査委員 小林一甫

次のページ、43ページ、44ページ、45ページにつきましても先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

先ほど追加で配付させていただきました12月分の例月出納検査の結果報告について、ご報告申し上げます。46ページでございます。

出納検査結果報告書

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成23年12月9日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府議会議長 橋本憲治様

平成23年12月9日

訓子府町監査委員 山田稔

訓子府町監査委員 小林一甫

次のページの47ページ、48ページ、49ページも同様、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、本報告を終わります。

時間が若干ありますが、昼から一般質問になっておりますので、昼食のため、ここで休憩をしたいと思います。

この後、全員協議会を開く予定になっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、午後1時から参集になっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

休憩 午前11時11分

再開 午後 1時00分

○議長（橋本憲治君） それでは定刻になりました。休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（橋本憲治君） 日程第11、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含め議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますように希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

5番、余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 5番、余湖です。一般質問通告書どおり質問させていただきます。

まずは「スポーツ少年団活動の継続的な振興について」と題しまして、教育長にお尋ねいたします。

訓子府町においては、他町村に比べてもスポーツ少年団の活動は、大変盛んで、多くの子どもたちが各種単位団の活動の中で汗を流し、友情を育み、礼儀を学び、そして、現在まで、いくつもの輝かしい結果を残してきています。青少年の健全育成にとって、その役割は、何ものにも代えがたい大事な活動だと思います。訓子府町も活動に対する補助金を毎年予算組みされ、有効に使われているのが現状でございます。

少年団の活動は、団員・指導者・父母の三者の協力こそが継続ある将来を見据えた活動の源であります。そこで今回は、指導者の現状についてお尋ねし、生涯スポーツの礎となるべく小中学生時代を意義ある時代として過ごすため、教育長の思いをお尋ねしたいと思います。

まず最初に、現在、町内の少年団の指導者として、活躍されている方々の少年団別の数・職業・年齢はどうなっているのか。

2つ目に、小学生の団員が中学校へ進学後の部活動の受け入れの状況と人数の推移はどうなっているのか。

3つ目に、中学校の部活にない種目で、中体連等の大会に参加している生徒がおります。その生徒の種目・人数、それに係る外部コーチの待遇ならびに保障はどのようになっているのかお尋ねいたします。

4つ目に、少年団や部活動が十分な活動の成果を成すためには、学校の先生の存在は欠かせない要因だと思います。教員の採用にあたり、地域の望む、良き指導者となるような人材の採用について、どのような考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

5つ目に、中学校の体育の授業で、武道の時間を行っておりますが、訓子府中学校では「柔道」を行っていると聞きましたが、その決定に至る経緯、理由等、教育委員会との関わりなどについて、お尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） スポーツ少年団の活動の継続的な振興について、大きく5点のお尋ねをいただきましたので、お答えをしていきたいと思えます。

まず、1点目の「スポーツ少年団の指導者の数、職業、年齢について」お答えします。平成23年にスポーツ安全保険へ加入している少年団指導者数は67名います。少年団別の内訳でございますが、水泳少年団が7名、居武士スケート少年団が6名、KL野球少年団が9名、バレーボール少年団が4名、銀河ジュニアFC（サッカー少年団）が7名、尚武館（剣道少年団）が4名、スキー少年団が30名となっております。次に、職業別ですが、農業従事者が19名、商工業従事者が7名、会社員が13名、教員が6名、役場職員が12名、団体職員が2名、その他が8名の皆様となっております。次に、年齢別でございますが、20歳代が6名、30歳代が23名、40歳代が20名、50歳代が15名、60歳以上の方が3名となっております。

2点目の「小学生の団員が中学校へ進学後の部活動加入状況と人数の推移について」お答えしたいと思えます。平成22年度に行いました少年団本部の活動状況調査によりますと少年団を卒団して、中学校の部活動で続けている率でございますが、バレーボール部で約70%、野球部で約80%、サッカー部でほぼ100%となっております。

3点目の「中学校の部活にない種目で中体連等の大会に参加している種目名、人数、外部コーチの待遇など」についてのお尋ねでございますが、現在、大会登録している種目は、2種目あり、スキーが生徒数3名、剣道が1名となっております。

外部コーチにつきましては、中学校が中体連本部に登録している指導者であり、現在、スキーで2名、剣道で1名となっております。あくまでも学校経営計画に示されている部活動とは異なった活動となっております。旅費を除き、待遇面ならびに保障面での対応はございません。

4点目の「部活動のよき指導者となる教員採用」についてのお尋ねですが、小中学校職員の人事につきましては、「管内公立小中学校職員人事異動実施要綱」に基づき、細心の注意を払って行われております。人事に当たりましては、各教科の指導体制の充実を最重点に教職員の初任、中堅、ベテラン等の均衡のとれた配置や部活動の指導体制も考慮して鋭意努力しておりますが、広いオホーツク管内一環人事の結果、必ずしも私どもの思いどおりにならない場合もございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

5点目の「訓子府中学校において武道で柔道を選定した経過等」についてのお尋ねでございますが、学校教育法等の法令や法令に準じる学習指導要領に従いまして地域や学校の実態等を考慮し、校長が主宰して教育課程を編成し、それを「訓子府町立学校管理規則」に基づき、毎年、教育長に届出することとなっております。

平成20年の学習指導要領の改正により、中学校体育の1、2年で「武道」と「ダンス」を必須化することが盛り込まれ、「武道」においては、柔道・剣道・相撲の中から1つを選択することとなりました。

訓子府中学校では、指導内容をはじめ指導体制や学校施設の状況、用具を揃えるに当たっての親の負担などを総合的に考慮し、柔道に決定した旨、前校長から報告があったものであります。

以上、お尋ねのありました5点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解を賜り

たいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 数もご丁寧にありがとうございました。それにつきまして、何点かお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、指導者の少年団の数ならびに指導者の業種、年齢等をお聞きした訳ですが、総体的に見てお分かりかと思いますが、全体で67名いる指導者の中で、私が、今回お聞きしたいのは、教員の数6名になっているのですが、今、小中学校をあわせると何名の先生がいるのかは、私もきちんと把握しているところではございませんが、訓子府町に10個のスポーツ少年団があり、何百人の子どもたちが活動している訳です。その中で指導者としての教員の数6名というのは、1割ぐらいの人数なのですが、この人数に、私としては、多少不満を感じている訳ですが、競技などの関係もありますので、実際、少年団の中で、ここまでお聞きしていなかったのも悪いのですが、この教員6名は、何の少年団に属している方かお分かりでしたらお答えください。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課業務監。

○社会教育課業務監（元谷隆人君） 今、少年団に学校の先生が関わっている中での団の種類についてのお尋ねがございました。

少年団に関わっている先生は、小学校の先生でございまして、6名のうち、銀河ジュニアFCサッカー少年団が2名、それからバレーボール少年団が2名、KL野球少年団が2名、以上6名になってございます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） わかりました。訓子府には、バレー、サッカー、KLの部分に学校の先生が関わっていることでもありますので、3種目ですね。私の希望をこの場を借りて、希望的な観測から申しますとやはり種目のある協議については、先生がいてくれることは、非常に少年団運営も活動する子どもたちにとっても非常に意義のあることだと思いますので、ぜひとも先生方にそれぞれの種目に先生がいるような現状というのをつくっていただきたいとの気持ちがまずあります。

続きまして、もう1つは、役場職員の数が12名となっているのですが、役場職員の方12名もできればこれもどのような団に指導としていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課業務監。

○社会教育課業務監（元谷隆人君） ただいま、お尋ねのありました役場職員の少年団の指導者としての関わりですが、水泳少年団が1名、KL野球少年団で3名、銀河ジュニアFCのサッカー少年団が1名、尚武館の剣道少年団が1名、あとスキー少年団で6名の計12名となっております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 皆さんご存じだと思いますが、私も剣道をやっていますので、役場職員が1人、私のところの指導者として、頑張ってくれている状況であります。お聞きしたいのですが、12名もいらっしゃいますので、役場の公務は、大変大事な仕事であるというのは分かっているところなのですが、やはり時間的な制約のある子どもを相手に指導するので、あまり夜、夜中にやる訳にもいきませんし、ほかの少年団のことは、よく分

かりませんが、剣道ひとつをとりましても、やはり役場職員の方が、もっと積極的な参加が得られるような状態になると少年団の活動としても非常に指導者が少ない中で、活動をするにあたっては、非常に有意義なことだと思っております。我々は、役場以外の各事業所などの農業、商業の方は自営業ですが、会社員、団体職員の指導者もいますが、その方々もやはり活動するにあたっては、いろいろな意味で職場の理解と周りの方の理解は、十分にお願ひして、時間をとっていると思ひますが、役場では、その指導者に対しまして、どのような気持ちというのか、少年団を指導するにあたって、どのような待遇と言ったらおかしひですが、利便を図るなどのことが、何かあるのでしたらお聞かせください教育長。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 私どもの立場から言ひますと社会体育などや、少年団活動を活性化するのに大変指導者の皆さんご協力をいただひいて、大変日頃から感謝しております。役場の職員が、これにあたる時も基本的には、まったく同じでございますが、職員を管理する立場から言ひると教育委員会は、お願ひする立場になりますので、的確なお答えはできないと思ひますが、大変感謝し、引き続き、お願ひをしたいとの立場でありますので、これからも町部局にはお願ひしてまいりたいと思ひしております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 教育長のお考えでは、町にもお願ひしていくということですが、町長にもお答えいただひてもよろしいのでしょうか。そのことにつきましてお願ひします。

○議長（橋本憲治君） 副町長。

○副町長（佐藤明美君） 今のお尋ねの件でございますが、今、現実的に職員の12名が各少年団に携わっている分については、あくまでもボランティアとは言ひませんが、本人の意志で行っており、あくまでも業務が優先でございますので、一応、各職場の管理職等の理解を得て、休んで行ったりする。あと中体連に出ることや審判に出るとかがありますので、それについては、各職場の理解を得ながら行って、今のところ役場として、業務を投げてでも積極的に行ひなさいというような状態の仕組みは、ございませんので、あくまでも本人の意志の中で、少年団に携わって少年団活動をしているのが実態でございます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 最終的には、お願ひという言い方しかなく、後で考えていただくという方向性しかないかと思ひますが、先ほども言ひましたように自営業者は、自営業者で自分の世界の中で、都合を付け、子どものために活動をしていますし、各会社員、団体職員の方は、やはりその職場の中で理解を求めて出させてもらっている。特殊な職場にとっては、それを優先しているようなところもたくさんあるのではないかと思ひています。やはり、貴重な比較的意義のある少年団の指導者としての活動になりますので、今後ともできれば行っている職員に対しては、もう少し優遇とまではいくのかどうか分かりませんが、その仕事が大事で、どうしても時間がとれない部分もあるのではないかと思ひますが、やはりその時は、周りからの協力や、上司から勧めてくれる一言により、その本人が活動するにあたっては、非常に大きな力になると思ひますので、ぜひ、職場の中でもそのような体制をつくっていただひけるようお願ひしておきたいと思ひます。

続きまして、中体連などの中学校の部活動の受け入れ関係について、お聞きたいと思

います。

実際、先ほどの報告によりますと小学校からの部活動の受け入れで、バレーボールと野球とサッカーの3種類なのですが、実際のところ剣道も水泳もありますし、スケートは冬のものになりますが、そのようなスポーツについてもできることであれば継続的なスポーツの振興として考えますとやはり中学校の受け皿がとても必要になってくると思っております。十数年前に私の携わる尚武館も非常に小学生が多く、その子どもが中学校に行ったのですが、結局、最終的には、中学校の受け入れ体制がなく、継続性がなくなっている現状があるのですが、実際にその3つぐらいの受け入れしかない現状について、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 議員も私も同じだと思いますが、社会体育、それと少年団活動等が果たす人間の育みなどや仲間意識をつくり、団体で活動することのすばらしさは、重々分かっておりますし、教育委員会は、それを奨励する立場にあります。ただ残念ながら子どもの少子化が進みまして、特に、団体でやるスポーツ等の部活が構成できない点で、非常に苦慮しております。

また、それは指導者の点でも問題もあるのかもしれませんが、そのような状況にある中で、いかに皆がやりたいスポーツを部活として構成していくかについては、今までも、今後においても学校と十分協議しながら、振興するという観念、観点に立って、対応を続けてまいりたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 今、最後に言われましたように、教育長の返答の中に、まず、振興していただくことを目標にした中で、大変な作業であると思っておりますが、教員の採用につきましても内部協議があるのも大変分かりますが、やはり地域における現状、その少年団の指導者、父兄などとの話し合いをもった中で、やはり考えの一部に教員採用については、そのことを考えた中で、入れてもらえると非常に発展は違うと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、外部コーチについて、中体連では、部活動にない種目に対する生徒が私は、3人しかいない、あわせて4人ということを知らなかったのですが、そんなに少なかったのかと思われました。これにつきましても中体連の種目の中に、水泳はないのでしょうか。わからないのですが、3名と1名で、私の知っている1名は、剣道でよく知っているのですが、これにつきまして、旅費規程以外の補償は一切ないとの話でございましたが、仮に中体連、新人戦などの大会等に行った時には、子どもの事故、指導者の事故に対しては、どのようになっているのですか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） 最初の水泳関係ですが、水泳も2人ほど登録をしているのですが、タイムの基準に達しないので、大会登録ができないとのことで、今回は、答弁から省かせていただいたということでもあります。

それと補償の面につきましては、町から中学校に対しまして「中学校教育振興事業交付金」として、交付金を交付しているのですが、その中に規定がございまして、いわゆる外部コーチの部分についての旅費は、支給する形になってございます。それが生徒の親なら

半分になるなどの規定はあるのですが、そのようなことになっています。子どもについても、もちろんこの中から、旅費や宿泊費については、計上されることになっています。それと外部指導者のけがなどに関しては、どちらかと言うと大会の引率のような形ですので、それについては、想定されていません。もちろん子どもに関しては、あくまでも学校の正式なものでのけがとして扱い、学校でのけがに準じて当然、保険の対象になっているということでもあります。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） すいません確認します。子どもについては、大会に参加するまでの状態と参加中における事故については、補償がされる。今、言われましたように、もし外部コーチ的な人間が車で行くまでに何かあった場合については、個人責任であると理解していいですか。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） それについては、要するに外部コーチは、当然、車ですと自分の保険に入っていると思いますが、それに対応するような形であります。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） もう1つお願いいたします。私が聞いたというよりは、現実的に剣道を部活動として、登録している子どもは1名なのですが、その1名の子どもは、中体連へ参加するにあたって、自分で行かなければいけないため、父兄が送って行かなければならない。それについては、どのようなことかご説明をお願いします。

○議長（橋本憲治君） 管理課長。

○管理課長（山内啓伸君） これにつきましても、あくまでも、先ほど教育長が答弁いたしました、学校経営計画に基づいたものではないことがありますので、これについては、原則、父兄がその会場まで送っていくような形で行っております。引率については、学校の先生が、引率にあたる形となっており、そのように進めております。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） わかりました。わかりましたが、少しおかしいと感じました。それは、トータルで考えますと部活にないことを好きにやっているのだから、自己責任で大会に参加し、ましてや1人しかいないから、親が送っていく。そのような話になりますと親にも、もしか途中で何かがあったら自己責任と解釈をしなければいけないということですか。非常に何か、同じ中学生として、中体連に参加する権利を認めるが、後は自己責任であるという現状をどのようにお考えですか、教育長。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 現在、行われている決まりごとに沿っての対応であることをご説明しております。数が少ない中で、なかなか部活として、構成できないことは、先ほど言った苦しみ、このように表れており、私どもは、これをすべて良いことだとは思っていませんが、現状の決まりの中で進められていることでもあります。

ただ、今言ったように、議員ご指摘のように、子どもが行いたいスポーツをやる時に、若干このような課題も含まれている現状は、私どもも認識しておりますので、今後、どのような対応ができるかも含め、研究をしてみたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 今、教育長が言われたとおりだと思いますので、ぜひ同じ舞台、同じ条件の中で行っている中学生が、そのようなスポーツを行い、私は今、剣道の話の中身しかよく知らないのです、そのような答えですが、スキーの子どもたちも同じような現状にあると思いますので、非常に問題のあることではないかと思っておりますので、ぜひ、どのような形になるかは別としましても、改善の余地はあると思っておりますので、検討していただきたいと思っております。

もう1つ、最後に柔道の授業のお話ですが、先ほど教育長も言われましたように武道をやることの意義は、大変大きなものがあります。ただ、お話の中で、総合的な見地の中で、中学校が判断をした。それについて、教育委員会が、どのような形で関わっているのかという気持ちでお聞きしたのですが、実際に報告されたものをそのまま承していることでよろしいのですか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） そのまま承しているということではなくて、学習指導要領の中に体育の項目があり、その中に新たに先ほど言った3種目が規定をされ、行われるようになったということでもあります。その学習指導要領に基づいて、学校長が教育課程を定めることになっているのです。その教育課程の中で、学校長が決められることになっています。教育委員会は、その報告を受け、もちろん事前的に相談はあります。報告を受け、教育委員会が剣道にしてはどうか、ほかの相撲にしないかというような仕組みになっていないということなのです。これは事実です。学校長の権限は、それほどあるということです。

しかし、学校長一人で決める訳ではありません。当然、他の教職員との検討の中で、先ほど言った理由、総合的に決まったものの報告を受け、今は粛々と進められているということでございます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 実際には、そうだったということが分かりました。ただ、私が考えますと訓子府町におきましては、武道の話が出た時には、必ず剣道だと思っていました。それはなぜかといいますと先ほど教育長も言いましたように地域的な現状、それから施設的な問題で訓子府中学校には格技場があり、剣道の道具の充実さ、会場の広さ、特に、道具は、あの武道館が完成した時には、確か剣道をすぐ中学生ができる状態になっていました。私も何度か使いましたので、現実的には、そのような状態にあると思っております。ましてや剣道を授業でやることになりまして別に道具がいる訳ではない。学校にある竹刀を使って、せいぜい2年間の中ですから、防具をつけるまでいくのか、いかないのか分かりませんが、防具自体もあります。その現状の中で、しかも地域では、剣道をやっている。その現状の中で、中学校に柔道のすばらしい先生がおり、柔道を教えることで子どもたちの健全育成の武道を進める上での大きな効果があるという現状があるのであれば別なのですが、それもない。ましてや数年来、話の中で、単純に授業の中で、柔道を行うのと剣道を行うのはどちらがいいのか。いいのかという言い方はない。事故の大きさで言いますと剣道で事故が起きた症例はございませんが、柔道は、本当に素人の先生が教え、受け身をするだけでも事故が起きる。そのような現状がある中で、私はそのように感じていたものですから、そのことに対し、ただ教育長は学校教育に対して、校長の決定は、大きな力がある

とのお話をされましたが、やはりこれからそのような場面でも、その辺とこれは一色単の話になってくるのですが、やはり地域の現状等を踏まえた中で教育長として、学校に物を申す。申してけんかをするのではなく、話し合いをもった中で、地域と相まみえた教育をしていただけるような方向性をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 柔道を選定した経過をもう少し詳しく説明しますと選定をした経過は、学校が選定した経過の報告を受けた内容で説明しますと剣道か柔道、相撲はともかく、剣道か柔道かの検討は、もちろんしたと聞いております。その中での経過といえますか、柔道の内容は、受け身から始まると思いますし、剣道は、素振りから始まるのではないかと私は素人なりに理解していますが、その限られた時間数と期間の中で、一定の流れの中で、成果を出しやすいものはどうかと検討されたと聞いております。それと用具などの関係では、柔道は柔道着、剣道は確かに竹刀と防具があります。その使われ方で、いろいろ誤解を招くとまずいと思うので、なかなか言葉が見つからなく、今考えているのですが、防具の使い方と指導の体制、現在の訓子府中学校における体育の具体的な話ですが、体育の先生は、何を指導できるか、するかということにも大きく関わってきます。正直言いますと現に協議の中では、今言ったいろいろな中で、柔道が選ばれたということでございます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 時間があまりないので、すみません。端折らせていただきます。今、教育長がお答えになったことについては、少し満足ができないのです。要因からしますと今、教育長が言った中で、最終的に学校が柔道を選んだ要因は、体育教師の話になっていました。訓中には剣道に対し、竹刀もあれば防具もあるのですから、訓中で今、剣道をやるなら柔道着を買うお金もいらないのが現実だと思っています。そのようなことですので、総体的にやはり地域の現状と子どもたちの現状をあわせた中で、私は前に何か違う話でも教育長とお話したことがあります。やはり教育委員会たるもの学校の先生ともっとお話をし、地域にあったものを進めていけることは、十二分に進めてほしい。先生が一番偉いのではなく、校長が一番偉いのではなく、教育委員会が偉いのではないかと考えていますので、ぜひ、そこら辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

最後にもう1つ、少年団の指導者については、またしつこいみたいですが、役場職員にぜひとも一生懸命頑張っている。頑張る気持ちのある人間が、役場の中には、12人、13人ということなので、大事な本業を捨てろとは言いませんが、少しでもその方々が少年団に出やすいような体制を考えていただければありがたい話と思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） このまま終わると誤解が生じたらまずいと思いますので、あえて時間ない中ですが、学校の言う体制を教育委員会が追従していることではございません。先ほど言った3点を学校は総合的に勘案し、私どもへ事前に説明へ来ていただき、お話し合いをした中で、学校として決めていき、教育委員会もそれを認めたということでございますので、これからも教育委員会は、振興という立場で仕事をしていきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

南北横断幸町線について、町長にお尋ねいたします。

早口でしゃべりますが、よろしくお願ひします。

南北横断幸町線につきましては、先般の「まちづくり推進会議」において、役場内部に「プロジェクトチーム」を作り、周辺整備を含めた全体について検討している。さらに、25年度以降の整備を目指しているとの報告がありました。私も第2回・第3回定例会での一般質問の中で取り上げ、町長の考えをお聞かせいただいていたまいりましたが、今回は、周辺整備の根本となるべき道路の位置について、お尋ねいたします。

銀河線のある時代から、線路の北側の住民の方々にとって、駅中心部の横断道路への思いは強く、古くは跨線橋の設置によって、その役割を果たしていた時期もありました。銀河線の廃止によって、その横断道路への要望は「銀河線跡地利用会議」での提案をスタートに「町内会連協」の要望、「西幸町町内会」の要望を踏まえて、20年には現在提示されている形状での実測設計がなされ、今年春の「まちづくり推進会議」で、はじめて町民の前に全貌が示されました。これも町民の前ではないですが、推進会議の役員ならびに議員には全体像が示されました。私もこの時から、はじめて、その道路についての関心と注目がはじまったのが現状であります。

前回の定例会でも申し上げましたように当時からの経過を踏まえて、南北の分断を解消するべく道路の設置は、関係住民の要望のもとにそれ以上に賛同して望むものではありません。現在・将来と「町の顔」とするべき「くる・ネップ」周辺の周辺整備においては、あの位置での計画には、私自身は反対せざるを得ません。

そこでお尋ねいたします。

1点目に、前定例会の質問の中で、地元の一部の住民の意見を聞いたアンケートを基に意見を述べさせていただきましたが、これは私の勘違いではないと思うのですが、町長におかれましては、アンケートの設問不備や配付範囲の不足等への指摘をいただきまして、関係住民の意見を聞いて、今後の展開を図るとの意志だったと私は理解しておりました。

あれから3カ月がたち、今回「プロジェクトチーム」による検討を進めるにあたり、住民との話し合い、要望にあった西1丁目線への変更要件の情報収集等、何が行われたのかお尋ねいたします。

2点目に、最近の白糠線の事故多発を見るに、環境の変化による交通安全についての対策の大変さを実感しています。今、提案されています幸町線の位置・形状に対し、危険な道路になるのではないかと不安はないのかをお尋ねいたします。

3点目に、今、提案されています一部批判のある道路よりも正常な形での横断道路の可能性があったら、今、検討してみようというお気持ちがあるかをお尋ねいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、余湖議員から「南北横断幸町線」について、3点にわたりお尋ねがありましたので、答弁をさせていただきます。

まず、1点目に「役場内に庁内プロジェクトチームによる検討を進めるにあたり、住民との話し合いや西1丁目線への変更要件の情報収集等、何が行われたのか」とのご質問が

ございました。

前回、9月の第3回定例町議会における余湖議員からの一般質問なども踏まえ、町では道路も含めて、「くる・ネップ」周辺の環境整備を着実に進めるため、関係課長・担当者による「くる・ネップ周辺環境整備推進会議」というプロジェクトチームを立ち上げたところでございます。

会議は、これまで2回開催しておりますが、10月7日開催の1回目の会議において、これまでの経過や現時点での整備の考え方、現在の取り組み状況と検討課題を確認し、今後のスケジュールと進め方を協議したところでございます。

スケジュールに関しましては、財源対策等の手続きなどを勘案し、整備工事は平成25年度から26年度、その前段として、町としての整備の方向性をまとめたマスタープランを年内に練り上げ、それをたたき台として、年度内に「まちづくり推進会議」などで議論いただき、整備内容を固めていく予定としているところでございます。

2回目は、11月14日に開催し、マスタープラン原案の作成作業などにあたり、今後、さらに内容を煮詰めていくこととしております。

また、くる・ネップを活動場所としております「ファーマーズマーケット」代表の方や銀河公園などを利用している保育園担当者などから、率直なご意見を伺う機会も設けております。今後とも、こうした取り組みを重ねてまいりたいと考えているところでございます。

西1丁目線に関しましては、この前の9月定例会において、余湖議員から「JA自体も組織が変わり状況は変わってきているので検討すべきでは」とのご質問がありました。JAきたみらいにおける施設等の再編構想などは、まだ具体的になっていないようであり、現時点では、西1丁目線延長上にJA倉庫からの荷物の積みおろし作業が行われ、売却したばかりの鉄道跡地と民間の住宅がありますので、この事実を踏まえた上で可能性を判断せざるを得ない状況にあります。

幸町線整備についての根本的な考えとしましては、本来であれば、駅前通りである停車場線から南12線まで直線化し、南北の一体化を図るところであります。旧駅舎が支障となるため、これを避ける形で現在の線形となったものであります。利用・利便性の高い、均衡ある市街地整備を図るうえで、この路線を計画化したものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、くる・ネップ周辺一帯は、多くの人が集まり、往来する場所でもあり、道路整備にあたっては、周りの景観との調和などにも十分配慮してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の「提案されている幸町線の位置・形状に対し危険な道路になるのではないかと不安はないか」とのお尋ねであります。現在、提案している幸町線の延長につきましては、本町の縦軸の基幹路線として機能している町道末広線に接続している一般道道訓子府停車場線までの区間であり、延長140メートル、車道幅員5.5m、路肩幅員1.25m、歩道幅員2.5m、全体の幅員が13メートルの規格で計画しているところでございます。

平面線形につきましては、旧駅舎付近で曲線が連続する形となっておりますが、いずれも道路構造令に準拠した形状で計画しているところであり、縦断線形につきましても最急

勾配が2.25%となっており、安全に配慮した計画としているところでございます。

また、路線バスの旋回におきましても専用レーンを設置し、乗降させる車両のほか2台が待機できる構造であり、一般交通と緩衝しない計画としているところでございます。

なお、この路線と平面交差する町道北2条線、南12線の交差点につきましては、本線の交通量が増えることを予想しておりますので、道道北見白糠線での事故を教訓に交通規制や道路管理者として万全な安全対策を北見警察署や公安委員会と協議してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、交通事故防止は交通規制や安全対策にも限界があることから、警察署や交通安全協会などの関係機関と連携しながら運転者や歩行者のモラル向上も含めた交通安全に関する啓発活動を続けてまいるところでございます。

次に、3点目の「一部批判のある道よりも正常な形での横断道路の可能性があるとしたら検討してみようという気持ちがあるか」とのお尋ねでございます。

正常な形での横断道路の意味は、はかりかねるところであります。本年の第2回定例町議会、第3回定例町議会での余湖議員の一般質問の中での回答や1点目の回答のとおり平成19年度の50数名の代表者で組織した銀河線跡地利用検討会議で決定された意見と町内会連協からの要請を受け、鉄路で分断されていた市街地を一体化させ、均衡ある市街地整備を図るため横断道路の検討をしてきたところでございます。

その検討した結果、現在計画している道路計画の位置・線形が最善であると考えているところでございます。

以上、お尋ねのございました3点について、お答えを申し上げますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） それぞれにそれぞれの返答をいただきまして、ありがとうございます。まず、1つ目に再質問させていただきたいのは、先ほどの質問の中でも言いましたが、町長は、前回の私の質問で、地域住民との話し合いについては、必要性を感じていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） どのような形であれ、地域の方々との話し合いは大切だと思っております。とりわけ、まちづくり推進会議は、今年度からスタートした各実践会、町内会の代表のある意味では、意見を聞くという理解の点でいくと非常に大切だと考えておりますし、さらに町内会連協、それぞれの町内会の代表等の会議の中でも、このような話し合いをしていくことは、大事なことと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） まちづくり推進会議や町内会連協などは、町長が今までも大事にし、そこで意見を求めていることは、大変よくわかっています。ただ、今必要なのは、本当にそこに住んでいる方、そこを利用している方との話し合いが私は必要と思っております。

町長も以前にも言われておりましたが、この道路をつくるにあたりましては、町道整備として、駅を分断する必要性のある道路の必要性からはじまって、町内会連協、銀河線跡地会議、それぞれの会議の中でそのような話が出てきたんだという話は、今まで十二分に

聞かせていただきましたので、分かっておりますが、私も道路の必要性は、十二分に感じます。地域の方々が今まで考え、望んできた横断する道路があそこにあることの必要性は十二分に感じますが、私は前回、地域住民の方との話し合いをこれからももってほしい。今そこで使っている方々に対し、私は、町長にとっては、物足りないかもしれませんが、地域住民何百名のアンケートを取らせていただきまして、それで、たったあれだけのの中にもあれだけの反対というのか、道路に反対する訳ではないのですが、あの位置に反対する意見が、あれだけあったのは、町長もよくお分かりだと思っております。その中で、あの道路についての良し悪しをやはり検討すべきではないかと私は思っております。あれ以降3カ月たった中で、地域住民との話し合いをやはり持つことが一番の策ではないかと思っておりましたので、ぜひ、それが行われるのではないかと思っておりました。

しかし、今、町長の答えの中では、プロジェクトチームの会議は2回、ファーマーズの代表とはお話をした。保育園の関係者と話したのはよく分かりますが、それも必要なことだと思いますが、やはり地域住民というよりもトータルで言いますと町長は、やはり声の出される方の声は十二分に聞いていらっしゃると思います。まちづくりの会議も何回もやっていますし、連協にも何回の会議の中で言っているのではないかと思います。

ただ、普段、声の出せない方の声をどこで聞くのかが、この段階になったら必要なことではないかと思っております。これを進めない限り、あそこにあの道路を今つくってしまうとやはり遺恨を残す結果になってしまうのではないかと思っております。その点いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 銀河線跡地利用会議の中で出た道路は、例えば、西富の林氏の所を車が通れるようにしてほしい。それからさらに、東側になりますが、そこも車が通るようにしてほしい。とりわけ、真ん中の道路については、現在、歩道というよりも歩く道路がありますので、これを車も通れる道路として、南北の縦断を解消していただきたいとの声が私は多かったと考えています。そして、沿線の例えば西幸町、東幸町、それから大町だけで本当にそれがいいのかどうかも少し考えなければならぬ部分がありますので、全町的な状況の中でも意見を町内会、実践会の中で意見をお聞かせ願いたいということで、意見を聞かせていただいているところでございますし、特に、町内会の東幸町、西幸町からは、ぜひ、つながる道路がほしいとの考えから出された要望書が私は重いと考えておりますので、今後、適化法の関係で、実際には25年以降でなければ、着手できませんので、これらについても十分いろいろな立場からご意見を伺い、最終的には、町の案を示しながら、前へ進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） すみません時間がなくなってきました。町長の言っていることは、よく分かります。道路をつけなければいけないことについての今までの流れは、よく分かります。

ただ、今、問題にしたいと思っているのは、道路の位置でございますので、そのことについて、検討する場面はどこにあるのかを私は前から言っていると思うのです。その周辺整備についての意見は、これからも聞く機会がありますし、行うのでしようが、周辺整備の中心となる道路の位置が決まらない限り、良い周辺整備ができる訳がないのです。

町長は前にも言っていましたが、きっと町の中心部の話には農家の人は、ああ良いのではないか、そんなに興味を示さないのは当然ではないかとのことですが、まったくそうだと思います。

私は、こんなことはあまり言っても仕方がないのですが、推進会議や銀河線跡地会議、町内会連協の会議においても、そこに道路をつくることは賛成。しかし、そこまでの細かい道路については、深く賛成した訳でない。その時は知らなかった。今やっと決まったので、これからその道路の形については、検討するべきではないかという話を私はしているつもりなのですが、結局は道路の形を移動する気持ちはないが、周辺整備は我々が一生懸命考え、町民に訴えていく。それでは根本的な道路の位置の変更については、先ども聞きましたように、そのような思いはございませんかという質問なのですが、よろしくお願いします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 余湖議員が推奨していると言っているのでしょうか、西1丁目線は、大町から真っすぐ農協の前を通過して、高尾氏のかつての事務所が引っかかる。それでも真っすぐつながる訳ではない。そのようなリスクと私どもが今求めている総幅員13.5mから考えてもかなり無理がある。それと西1丁目線についても非常に厳しい。そのことによって、今の道路の形を考え、まとめてきた経過がありますので、道路について、まったく考えていないというよりもこのような経過の中で、現在の線形が出てきたということですので、これは、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） 理解ができるのなら、質問をする必要はないので、その理解を変えてもらおうと思い、私は一生懸命質問をしているのですが、今、出ました西1丁目線につきましても具体的な話は、また別としまして、町も25年度以降、26年に実際の整備はするところまで決まっているのですから、まだ、黙って2年、3年の期間がある訳なのです。その中で西1丁目線はもう無理で、その方向性はないというような表現をされるともちろんこれが土地の持ち主であります農協は、あそこを発展させ、絶対使ってもらっては困るという方向性があるのなら別です。私が聞いた話では、JAにとっても今ははっきり言えないが、25年度までには計画を策定し、きちんとした使用の方向性を出との話を聞いております。もちろん今まで町が今提示されている道路は、いろいろお金と労力もかけているため、引っ込みがつかない状態なのかどうかは分かりませんが、私はやはり今の不自然な形の道路よりは、道路をつくることの賛成のもとに、西1丁目線の発展的な交渉をしていただくのが、良いのではないかと考えています。今焦り、プロジェクトチームにしましても25年度以降ですので、今一生懸命に行わなければいけないのは分かりますが、まだやらなくても良い。その道路の根本になる道路の位置をきちんと納得のいく中で、地域の住民、もちろん我々議員もですが、納得のいく形で決めた上で、周辺整備のプロジェクトチームなどもつくり、計画してくれると良いのですが、やはり、今の段階では、道路の位置の検討をもっともっていただかなければ、本当に道路をつくってしまうと終わりですので、その後の変更はききません。町も来年、行おうとしている訳ではないのですから、今もう一度考える余裕を町長より、検討するため、机の上にあげてみようという返答を私は聞きたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員の考え方については、過去の6月、9月の議会、そして手元にもありますが、この龍の道の余湖議員の広報誌を見ても重々知っているつもりでございます。これらを勘案しましても、しかし、行政が今までの経過の中で決めた線形について「分かりました。すぐ検討し直します」ということにはなりません。

例えば、全員協議会などで「その考え方は改めよ」ということでもあるか、あるいは町内会連協がこれらに対して「もう一回再考願う」という考え方がない限りは私は粛々と進めさせていただく考え方です。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） もちろん町内会連協で「待ってほしい」と言えば待つと思います。全員協議会で「もう少し待て」と言ったら待つ方向になるのかもしれませんが、ただ、私は、別に今まで町が進めてきた段階については無駄とは言いません。

しかし、ある程度このような意見が出た中で、それを無視し、粛々と仕事を進められては、どこに町民、住民の意見や、どこに議員、議員と言っても私1人かも知れませんが、その意見を聞いてくれるのかということになるのではないですか。そこは、町長も町部局もそれについては、一步引いて一緒にもう一回協議することを考えていいと思いますし、絶対的な道路の良さでないのは、町長自身も理解しているのではないかと思います。その段階のある道路ですので、今、私も一議員として、責任の持った言葉で調べた中の話をしていきますし、ある程度の地域住民の意見を背負っているつもりもしていますので、このことは、銀河線協議会や連協など、選ばれてきた責任のある人かもしれませんが、実際にそこに定着した人の意見ではない。逆に言えば、他人事と思うような人の意見が半分はあると思います。そのような意見をすべてとは言わずに、地域住民の意見を聞いた中で、もう一度検討をしてみてもいいのではないかと思うので、ぜひとも時間がないので、お願いするしかない格好になりましたので、検討をしていただきたいと思います。返答をいただいてもしょうがないので、これで終わりにしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 十分、余湖議員のお考えについては、頭に刻んでおりますので、それらも配慮しながら、行政的に決断をしていきたい。しかし、私は、歩道だけで良いと言うのであれば道路は必要ない。今あるので、そのことも含め、私なりに決断をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 余湖龍三君。

○5番（余湖龍三君） それでは、時間がないので、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本憲治君） 5番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで、午後2時10分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時10分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、一般質問を継続いたします。

次に、4番、河端芳恵君の発言を許します。

4番、河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 4番、河端です。通告書に従いまして、大きく2点、町長に伺います。

はじめに、町有地・公園の管理及び整備について伺います。

町には多くの町有地・公園がありますが、その管理及び整備の考えを伺います。

1点目として、レクリエーション公園は平成8年、訓子府町開基100年を記念して整備されました。

芝桜も植えられ、毎年、芝桜祭りが行われ、訓子府町の新名所にもなっています。

ここ数年、芝桜の傷みが目立ち、秋にはボランティアを募り、多くの町民が参加しポット苗作りをしています。今年は雑草が目立ち、芝桜が荒れています。

この秋には、ボランティアを募り、草取りが行われましたが、そのようなことでは対応できない状況だと思います。

今後どのように整備していきますか。

2点目、条例で指定されている公園以外にも遊具を設置しているところがありますが、古くて危険な物もありますが、その対応を伺います。

3点目、公営住宅・町有住宅の草刈りなどの環境整備の考え方を伺います。

4点目、旧駅舎東側から相内線の間は、砂利が積まれ、雑草が生い茂っていますが、今後、幸町線の整備と併せてどのように進める考えですか。

銀河公園は、多くの子どもたちが利用していますが、幸町線整備に併せて遊具などを充実する考えはありませんか。

以上、伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、河端議員から「町有地・公園の管理及び整備」について、4点のお尋ねがありましたので、答えをさせていただきます。

1点目の「今後のレクリエーション公園芝桜の整備について」でございますが、議員言われるようにレクリエーション公園は、平成8年の開基100年を記念して開設したものでありますが、芝桜の造成は、土質が粘土の混じった火山灰であることなどから、降雨時の法面崩壊を防ぐ目的も含め、平成2年から植生してきているところでございます。

芝桜も古いものでは20年が経過しており、近年は古い茎や葉が弱るなどに加え、雑草が繁茂し、荒れた状態となっているところでございます。

このような状況を少しでも改善するため、平成20年度から毎年ポット苗づくりのボランティアを募り、補植を行っているところでございます。

特に、本年は天候の関係もあり、非常に雑草が目立つ状況となり、10月には、2週間にわたり延べ57名の方のご協力の中、760平方メートルの面積の雑草抜きを行っていただいたところでございます。

しかし、レクリエーション公園の芝生は、1.5ha、66万株が植えられておりますが、町民の方々のボランティア活動での補植や雑草抜きにつきましては、全体の数%であり、今後は町民の方に愛される公園を目指し、多くの町民の方にご協力をいただけるようボランティア活動の日程調整や方法などを工夫してまいりたいと考えているところでござ

います。

また、並行して芝桜の土壌改善に向けた研究や雑草抜きなど管理を強化することを現在検討しているところでございます。

いずれにいたしましても効果がすぐに現れる手法がなく、相応の人力や時間をかけた取り組みとなることが予想されますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の「公園等古く危険な遊具の対応について」でございますが、一般的に公園として維持管理しているのがレクリエーション公園や銀河公園など19施設、その他公営住宅敷地内に設置されている公園4施設を合わせ23施設ありまして、この内遊具が設置されている施設は11カ所でございます。

本町の公園遊具につきましては、全国で発生している遊具事故を受けた国土交通省からの指導によりまして、年に1度の専門業者による保守点検を実施しております。さらには、町職員による巡回保守点検を月1回程度実施し、目視、触診などにより遊具の変形や異常の有無及び劣化、老朽の状況を調べ、必要な補修などを行い安全確保対策に努めているところでございます。

今後においても、利用者に事故なく、楽しく安全に遊べるように公園施設などの適正な維持管理に努めてまいるところでございます。

次に、3点目の「公営住宅、町有住宅の草刈りなどの環境整備の考え方」についてでございますが、本町では毎年5月と9月に一斉清掃を広報などでお知らせし、自宅周辺の草刈りをはじめとした清掃などを奨励し、清潔なまちづくりに努めているところであります。

公営住宅、町有住宅につきましては、入居住宅まわりの草刈りなどの清掃活動は入居者の責任で行うよう指導しているところであり、単身者住宅等の集合住宅やその他の区域につきましては、町で行っている状況でございます。

近年は、草刈りなどが行き届かない住宅も散見されることもありますが、町内会と連携をはかりながら指導してまいりたいと考えているところでございます。

次に、4点目の「旧駅舎東側から相内線までの砂利が積まれ、雑草が生い茂っている箇所の整備の進め方と銀河公園の遊具などの充実の考え方」についてでございます。

前段の部分の区域につきましては、一昨年の河端議員の一般質問でお答えしたとおり公共あるいは民間などによる活用の可能性がある空間であり、現時点では、特別な手を加えず現状維持する考えでございます。

また、堆積した砂利や生い茂った雑草につきましては、決算審査特別委員会でもご指摘のあったように市街地の美観を損ねることがないように維持管理してまいります。

後段の銀河公園遊具の充実につきましては、現在はスプリング遊具とコンビネーション遊具が設置されておりますが、現在策定中の駅周辺整備計画の区域設定や動線計画の中で検討してまいります。

以上、お尋ねのありました4点について、お答えを申し上げますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） レク公園の芝桜について、再度お伺いいたします。平成20年までも町職員のボランティアでポット苗づくりをしていたと聞いていたのですが、平成20年から、一般の町民にも声かけし、一緒にやるようになりました。私も当初からそれに参加

し、自分たちの作ったポット苗が、どのように役立っているのかと思っていましたら、芝桜は年々傷みがひどく、今年は、特に雑草が目立ち、先ほど町長からお答えもありましたが、小手先の作業では追いつかないのではないかと心配をしております。レクリエーション公園の維持管理として、都市計画費の中で、約700万円計上されておりますが、芝桜のメンテナンスに関して、肥料、それから草取りや整備などにあまりお金をかけなくて、あのようになったのでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（伊田 彰君） 今、芝桜の維持管理の関係で再質問いただきました。議員が言われるとおりの総額で約700万円ではありますが、行政改革などの部分もございまして、業者へ委託していた時代は、1,300万円を超えるような予算額があったところですが、23年度予算については、約700万円に推移してございます。

芝桜自体に手をかけていないのではないかとのご指摘もございしますが、基本的には700万円のうち、いくらというのは、今、資料がございませんので、基本的に現在、公園作業員として、3名を雇っている中で、うち2名の部分につきましては、ほとんどが雑草取り等々の芝桜の管理にあたっているということでございます。

議員ご心配の部分で、本年は非常に雑草が多いということで、従来、見られなかったスギナやすっかんこなども多いような状況もございまして、先進地である、滝上町や現在は大空町、元の東藻琴村にもいろいろ問い合わせをしておりますが、現段階というのか、今年の段階で言わせていただくと非常に酸性度が高くなっているのではないかと考えておりました、来年度以降、弱酸性、PH6.5から7ぐらいの部分に回復するため、タンカルなどの肥料を大目に施肥していきたいということと先進地にお聞きしますとたまたま滝上町も十数年前にうちと同じ状況かは分かりませんが、ひどい状況になったこともあり、先ほどの答弁でもお答えしましたが、滝上町も回復までは、やはり3年とか4年かかったということもございしますので、答弁のおり少し息の長い活動というのか、維持管理になるかと思いますが、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 花畑や農地でも一度荒らすとその回復は、大変困難なものです。私たちが芝桜の維持管理として、ポット苗づくりをボランティアでしましたが、その成果がなかなか見えず、どんどん悪化していくような状況を感じました。当初は、かなりきれいな芝桜で町外からもいろいろな方が見に来られていますし、毎年、お祭りもされておりますので、ここで思い切って芝桜を再生しようとするのか、縮小することを考えていらっしゃるのか、その辺をはっきりお答えお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（伊田 彰君） 再度、維持管理というのか、再生に向けて、どのような方法をとるのかのご質問でございましたが、先ほど答弁で申したとおりに66万株の部分でございまして、おそらく剥^はいで全部すると約2億円のオーダーの金額がかかりますので、その部分は、少し難しいと思っておりますし、先ほどの再質問の答弁の中でありましたが、少ないながらも工法の検討と研究をしながら、少し時間はかかりますが、時間をかけ、議員の言われるように面積を減らす部分も今後の検討事項として、検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） ポット苗と草取りに、町民からボランティアを募って行われましたが、それには、かなり多くの町民の方が参加したと聞いております。それは、やはり自分たちのあの公園を何とか自分たちでいいものになりたいという気持ちの表れだと思います。今年の草取りは、もう種が落ち、時期的には少し遅かったと思いますが、予算的なこともありますし、やはり、これからも町民の方に、ご協力をお願いし、町の公園と一緒に整備しませんかとの声かけをされるとまた協力していただけるのではないかと思います。やはりきれいな公園として持続したいというお気持ちのようなので、それには、それなりの人と経費もかかりますが、そのあたりをよろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私の家の隣接する公園でございますので、我が家の庭と感じるぐらい近いのですが、雑草が大変増えてきている。私も河端議員と同じように皆勤賞をもらうぐらいにポット植えなどを一緒にやらせていただいております、非常に厳しい状態であり、このままで大丈夫なのかというほどやはり雑草がひどい。1つは、深見町政時代に雑草がひどいので、西側の3分の1を潰した経緯があります。1つは、協成川の脇に植樹していた大分しなびてきたエゾツツジをその潰した場所に移設した。それから関連して、潰したところの芝桜の西側については、ツツジとレンギョを植えさせていただきました。これは、時期的なこともあります、黄色い花が、非常にきれいに咲きます。そこに余った苗を雑草の多いところへ補植に使わせてもらったり、いろいろ苦労しながらやっけてきているのが実態です。1つは、あの向きが南側であることと土の問題を含めていくと非常に全面回復が難しいことは、私も素人ながら推測していますが、伊田課長から申し上げたように2億円ということですから、例えば全部剥がし表土をかえればできないことはないのですが、その決断には至らない。何とか町民の皆さんと協力していきたい。むしろ今までは、ボランティアの皆さんにお尻を叩かれ、役場が動くということでありましたので、できるだけ大勢の町民にお力添えをいただき、もう1回チャレンジさせてもらう。もう1回か2回になるのかは分かりませんが対応していきたい。そして技術的な検討をさせていただきたいと思います。

それから、私は、自分の庭にある公園のようだと言いましたが、非常にあそこの公園の利用者が多くなっています。春、夏、秋含めて、桜の開花頃ですとひっきりなしに一日何十台という車が、あの坂を通る。あるいはバスで来たりしておりますので、その点でいくとある一種の町民のシンボリックな公園と理解しておりますので、なお一層の努力をさせていただきますので、今後ともボランティアの皆さんも含めて、お力添えをいただきたいというのが考え方でございます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 町長は、住民参加のまちづくりを全面に押し出し、進めておりますが、やはり住民も参加することで、自分たちの町をより一層、意識し、愛町心も芽生えると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、公園の遊具について、お伺いいたします。

条例では、7カ所公園が指定されておりますが、先ほどそのほかに遊具のある公園として11カ所あり、その中でお聞きしたいのは、団地内にある公園と銀河公園のように条例

で整備されている公園などもありますが、その管理状況として、遊具が古くなったり、危険なものもありますが、先ほど町で管理しているということですが、例えば、穂波団地、あけぼの団地、あさひ野団地、幸栄団地、末広団地などの団地内にある遊具の中には、危険な遊具もあると思います。そして、すべり台の事故で問題になった以前は、パイプ式のものであり、今は一面式にするような指導や基準も決められていると思うのですが、中にはパイプ式のものもあったりしますが、公園の遊具の管理について、具体的にどこが管理し、どのように安全を確認しているのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（伊田 彰君） 今、町内には、各条例で規定されている公園と公営住宅内に設置されている公園も含めて、先ほど答弁でありましたが、遊具の設置されている施設については、11カ所ございまして、もちろん建設課担当で遊具の安全点検を実施しているところでございます。具体的には、答弁の中でも申し上げましたが、年に1回、専門事業者である「社団法人日本公園施設業協会」で講習を受け、公園施設の製品整備技師または公園施設製品安全管理師の資格を有する方がおられる会社に委託し、年1回実施しております。議員の言われるように非常に老朽化も含めてございまして、今年の段階で申しますとCランクの部分が38プラス7で45、Dランクにつきましても37ございまして、これらについては、部分的な補修で使用できるものは、直営の中で整備し、使用させていただいていることとどうしても使用に耐えられない、修繕に耐えられないものについては、使用禁止として、周知しているところでございます。公園自体については、非常に修繕の部分については、町単独費なのですが、どうしても使用禁止になりますと撤去後の措置として、新しい遊具をどうするかなどの問題もございまして、それらについては、若干、特定財源も含め、少しですが見えてきていますので、対象になる部分については、再設置や再整備も含め、検討してまいりたいと思います。

あわせて、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、町職員につきましても月1回程度になります。6月、7月、8月、9月、10月、11月まで、2名で分担し、危険性の有無も確認をし、現在進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） あちらこちらにある遊具は、子どもさんたちが喜んで遊んでいるようですので、くれぐれも不備などが無いよう安全に遊ぶことができるように、これからも継続、点検をお願いいたします。

次に、公営住宅、町営住宅など、町の管理する住宅の草取りや周辺整備について伺います。町の住宅も町営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅、町有住宅などいろいろな形態の変った住宅があり、その管理条例の中で、町が草取りをするとうたっているのもあるかと思いますが、先ほど具体的には、住んでいる方が草取りをし、環境整備に努めることが基本と思いますが、最近、高齢化や障がいを持った方もいろいろな住宅に入っている。また、いろいろな住宅も増えている中で、春と秋に以前は、一斉清掃があり、それにあわせ、町民一丸となり、環境整備に努めることもありましたが、実際問題として、なかなか自分の住宅の草刈りをしない。最近では、鎌がない方も増えているかもしれませんし、そのこともありまして、町の住宅の環境は、かなり草が広がったりすることもありますの

で、住んでいる方は、自分が町営住宅、特定公共賃貸住宅なのか、形態は分からないと思いますので、町として、環境整備をどのように考えているかをもう一度お願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（伊田 彰君） 今、公営住宅、町有住宅の環境整備の部分で再質問をいただきました。これも答弁の繰り返しになってしまいますが、どうしても住宅周り、特に、庭や玄関周り含めて、個人の責任でやってほしいという指導は入居時も含め、進めているところがございます。また、議員の言われる高齢者、障がい者等々の部分につきましてもできる限り、すぐには難しく、ゆっくりでも構わないことも含め、できるだけ自らの部分は、やっていただきたいと指導をさせていただきたいと思います。

また、完全に寝たきりの方などが1人で住まわれている現在の町営住宅などには、現在ございませんので、その辺もご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 条例の中では、町営住宅管理人を配置しているところもあるかと思うのですが、この制度は、今どのようになっていますか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（伊田 彰君） 町有住宅管理人につきましては、数年前に一応条例上では、載っているのですが、制度としては、運用していない状況であり、従来の町営住宅の管理人の役割としては、町からのお知らせなどを配っていただくなどの部分で、町も幾ばくかお金を出し、委託しているような形で進めておりましたが、郵送などに手法を替えることによって、数年前に廃止をしてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 公営住宅も年々、形態が変わり、入っていらっしゃる方も高齢者などいろいろな方も多くなっておりますので、やはり、その時、その状況を見て、きちんと町側ができることはする。入居者の方ができることはする。その辺の管理をよろしくお願いしたいと思います。

次に、駅舎周辺整備についてお伺いします。

先ほど、余湖議員の質問の中で、幸町線整備について、かなりいろいろな経過をお話されておりましたが、幸町線整備につきましては、道路をつけてほしいとの要望があり、いろいろな話を聞いた中で、JAなどの協議やいろいろなことも含めた中で、あの線が決まったと承知しておりますので、その後、先ほどの一般質問の中で、違った経過があるやにも一部聞こえたのですが、いろいろな協議をされ、その中であの線が、図面により最良とのことで説明を受けていたと承知しているのですが、それにあわせてなのですが、先ほど町長の答弁の中で、いろいろな方に銀河公園のこれからのあり方も保育園、幼稚園の先生にもお伺いしてという話がありました。その公園は、いつも通るのですが、いろいろな方が利用されていますので、幸町線整備が前提なのですが、あそこをより一層整備していただきたいということです。それについて、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） あそのまず経過はご存じだと思いますが、いろいろな経過の中で、あの形になったのは、ご指摘のとおりです。そして、いろいろな方たちの意見を聞き

ながら、そしてさらにより良いものにしていきたいというのも1つ。そして、今、南北が分断されているため、道路を通すことを中心に考えながら、あの道路の周辺のところをまず、第一義的に提案をしていきたい。そして、さらに東側については、今後、町、あるいは住民の方たちとどのような施設や整備が必要なのかとの点では、ある意味では、政策ゾーンとして、そのまま残しておりますので、今後、また議論を積み上げ、良いものを配置していきたいというのが考え方であります。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 少しこの質問は微妙なところがあるので、質問を変えます。駅舎から相内線までの銀河線跡地に砂利が野積みされ、その上に雑草が生い茂って、とても景観が悪いのですが、これから、あの周辺の整備を考えているとのことですが、今の状況は、とても町の中であるため、どうかしてほしいとの思いがありますが、差し当たって、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 建設課長。

○建設課長（伊田 彰君） 今、銀河線の駅舎から東側部分の野積みされた砂利と雑草は、非常に市街地の景観としては、悪いとの再質問をいただきました。基本的には、決算審査特別委員会の中でもご指摘を受けたとおり本年は難しいと考えてございますが、来年度早々に砂利の撤去及び時期をみて、6月ぐらいになると思っておりますが、雑草の部分は、なかなか手刈りすることは、難しいこともございまして、グレーダーや重機を入れた中で、砂利を起すなどできるだけ市街地の景観を損なわないようにしてまいりたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） ぜひお願いいたします。その時に銀河農園についてもかなり草がひどい。銀河農園の周りにも桜の木が植えてありますが、その周辺も大人の背丈ぐらいの草が茂っておりますので、それもあわせ、町の環境整備として、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課長。

○農林商工課長（佐藤正好君） 銀河農園の除草関係で、ご質問をいただきました。ご指摘のあった状態は、私も把握しておりますし、東幸町町内会からの要望等もございましたので、今後、部分的、ピンポイント的な除草剤の散布も含めながら、環境整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 次の質問に行きます。

交通安全対策と今後の対応につきまして、町長にお伺いいたします。

9月18日、町道南12線と白糠線の交差点で死亡事故が発生し、その後も立て続けに事故が起り、町民から不安の声があがっています。

南12線は、西富の跨線橋撤去工事が始まってから、迂回路として利用され交通量が増えています。

今後、正式には、北海道横断自動車道です。高規格道路とありますが、北海道横断自動車道に直させていただきます。今後、北海道横断自動車道が開通するとますます交通量の増加が予想されます。

町外の方が起こし、町内の方が巻き込まれることも多く、多くの町民の方が通行に不安を感じています。

事故以降、町長は、関係各方面に信号機の設置などを陳情し、また、町独自の対策を取られていますが、その経過と今後の対策と見通しについて伺います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 「交通安全対策と今後の対応について」のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

最初に、若葉町の町道南12線と道道北見白糠線との交差点における交通事故の発生状況などについて、ご説明させていただきます。

この交差点にかかわる事故発生状況については、9月18日に女性2名が亡くなった死亡交通事故を含め、1カ月の間に5件の交通事故が発生している異常事態となっております。さらに、最近では12月2日に同じく交差点において物損事故が発生しております。

この交差点から置戸方面に約2キロメートル離れた主要道道北見置戸線の訓子府跨線橋撤去工事によって、町道西26号線を迂回路としておりますが、迂回路を利用しないで南12線を通行する交通量が一時的に増加している状況となっております。

事故の状況としては、町道南12線側に一時停止の標識がありますが、事故第一当事者のほとんどの車両が、この一時停止を怠ったり左右確認が不十分で、道道を走行する車両と出合い頭に衝突するといったものであります。

このような交通事故の異常事態を受けて、北見警察署をはじめ道路管理者であるオホーツク総合振興局網走開発建設管理部と訓子府町で、事故防止のための対応策を協議し、各機関において停止線の塗り直しや道路表面反射装置、「止まれ」の路面標示やカラー舗装実施などハード的な交通安全対策を行うとともに、町では広報誌による交通安全啓発チラシの配布や交通安全協会と連携し、町内の各事業所への交通安全の呼びかけなどソフト的な対策も行ってきているところでございます。

さらに、この交差点において、若葉町町内会や交通安全協会の皆様のご協力による街頭啓発が行われるなど地域や関係機関とともに交通安全啓発に努めているところでございます。

また、高齢者ドライバーの事故が多発していることから、お年寄りが参加している若がり学級で、北見警察署のご協力をいただき交通安全講話も開催いたしましたところでございます。

次に、信号機設置に向けた要請についてであります。この交差点は従前より、交通量も多く、通学路となっていることから、地域住民の方から交通安全確保のための信号機設置の要望が強く出され、町としても銀河線廃線後の平成18年以降、毎年、北見警察署に3灯式信号機の設置を要請してきているところでございます。しかし、信号機は公安委員会で交通量・道路環境などを総合的に検討し、予算の範囲内で設置されるため、財政的な問題もあり、信号機設置は難しい状況となっております。

さらに、これらの死亡交通事故を含む、連続する交通事故の異常事態を受け、町としては、各関係機関へ信号機設置を強く要請するとともに、本年10月20日に網走市で開催された「地域づくり推進会議」において、私から高橋はるみ北海道知事に「財政的な問題で信号機設置が難しいのであれば、市町村と道との負担による信号機設置方式」の提言を

直接、知事に行ったところです。

しかし、信号機設置に要する経費については、国及び道の予算で執行されており、この「信号機設置方式」の提言に対して道からは、地方財政法の上から現時点では難しく、今後の研究課題とするとの回答があったところでございます。

議員ご指摘のとおり北海道横断自動車道が開通すると町内の交通量が増えることが予想され、この交差点のように交通量が多く、交通事故の危険度が高い町内の交差点の安全確保のため、既に北見警察署長へ要望を行っており「再考を検討する」と回答をいただいております。今後も制度要望も含めた信号機設置について、継続し要請していくとともに、交通事故抑止に向けた交通安全施設整備にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、今年1月からの町内での人身交通事故発生状況を見ますと11月末現在では、死亡交通事故の発生により、死者数が2人増となっておりますが、発生件数や負傷者は前年と同数となっております。死亡交通事故が発生した若葉町の交差点に限らず、他地域での事故発生の原因もほとんどが安全確認を怠ったものでございます。こうしたことから見ても、交通安全の基本は、ドライバーや歩行者等の交通ルール遵守であると考えておりますので、交通安全啓発活動をこれまで以上に実施し、警察をはじめ関係機関とも連携し、交通安全運動を推進してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 南12線においては、相内線及び今の若葉町の交差点は、危険であり、私も一般質問の中でも何回か取り上げております。多発した事故を受け、町長が各方面にかなりご尽力されているのは分かります。ただ、事故があった時、町民の方から、不安であるところを通るのが怖い。何とかならないのかななどの多くの声が寄せられました。今回、私たちに事故発生状況と対応について、説明を受けておりますが、網走建設管理部、北見方面本部北見警察署は、ゼブララインなどと町独自の施策として、この若葉町の交差点において、その事故発生以来、三者三様の取り組みにより、いろいろな事故防止に対する施策がなされましたが、この件について、お伺いいたします。この網走建設管理部、北見警察署とそれぞれどのような連携をとっているのか。

それと町がその不足分として、町ができることは限られていると思っておりますが、そのような連絡と対応に向け、どのような経過があったのか、お聞かせください。

それと道路診断もあったと伺いましたが、それについてもどのような内容だったのかお聞かせください。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） これは、総務課長等から答えさせていただきますが、とにかく異常な事態である。あの事態は、即刻、北見警察署とそれから道路管理者の責任者に電話をさせていただき、来てほしい。この現場で三者協議を行うことを提案しました。今までこのようなことはまずない。早速、来ていただきましたが、まず、警察はお金がないため、取締を厳しくする。もし、これ以上、事故が発生した場合については、例えば、あの迂回路を通行止めすることも検討してほしいということまで警察と話し合いをし、了解を得ました。先ほど答弁でも言いましたように、私が直接、知事に直訴するというのか、訴

える。そのことを各関係機関は理解してほしいということも含め、行った経緯があります。その立会の中で、例えば道路管理者である北海道は、警察から停止線の薄くなっているのをきちんと引き直しすることの指導があり、できるだけ早くやる。それから北海道は、その道路の中心に、ピカピカ光るのを置いたり「止まれ」の標識が見えるように点滅のライトを付け、それから町では、ゼブララインを引き直し、そして「止まれ」の表示を大きく、今回、予算の補正で出しておりますが、とにかくありとあらゆる可能性のあるものは、最善を尽くしてやらせていただいたのが実態です。道路診断については、林課長から答えさせていただきます。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（林 秀貴君） 今、町長から、それぞれの三者、警察、オホーツク振興局、それと町との交通安全対策については、内容をご説明したところでございますが、道路診断ということで、死亡事故が起きた場合には、関係者が道路管理者も含めて、道路診断を行って、その事故原因等を含めて、対策を練ることになっております。9月18日に2名の方が亡くなった事故を受けて、9月29日に警察と町道の管理者である町と道道の管理者であるオホーツク振興局建設管理部で道路診断を行いまして、警察からは、この交差点については、この時点では、交通安全対策を充分なされているということで、その時点での特に、こういう交通安全対策をそれぞれの管理者行ったほうが良いという指示はございませんでした。その時点では、ただ、先ほど町長が申し上げたように連続してその後1カ月の間に4件続けて交通事故が起きたということで、10月13日に、先ほど町長が説明したように、関係者が再度集まりまして、先ほど申し上げました交通安全対策を各々ができる範囲の中で、その時点での最善の交通安全策をしたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 町が安全に向けて、かなり関係各方面と協議されたり、ご努力されているのは、分かりました。ただ、町民の方は、そのような経過もなかなか見えてこないこともあり、なぜあれだけ事故があったのに信号がつかないのかなどいろいろな要望もあると思います。ただ、いろいろなことで、最善を尽くされているのは、十分分かりました。これだけ事故が起こったのは、道路診断でも問題がないため、事故の場合、やはりきちんと標識やルールを守れば防げることだったのかとも思いますが、相内線においては、町でかなりいろいろなことをしていただいて、その後、あまり事故が起こってはいないと思います。警察署、それから公安委員会、道では、何も進まないことですが、町独自でできる施策もまだあると思いますので、これからも一層、交通安全、町民が不安を抱かないような施策をお願いしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（林 秀貴君） 議員の言われるとおり交通事故は、この若葉町の交差点、危険な相内線と南12線の交差点は、町としても危険な交差点であることは、認識し、それぞれ交通安全対策に努めているところでございます。町長が最初の答弁で申し上げましたように基本的には、ドライバー、歩行者の交通ルールを遵守することだと思いますので、なお今後一層、関係機関と連携をとりながら交通安全運動を推進してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 若葉町の交差点も相内線も子どもたちの通学路です。やはり、町民は不安を感じても、そこを通行しなければいけないので、今後も危険箇所を町ができるところは、いろいろな啓蒙^{けいもう}などをするなり、標識を立てるなり、できることはどんどん進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 総務課長が答弁させていただいたように、可能な限りするべきことはする。そして、診断でも対応しているというような評価をいただいています。しかし、現実的に事故が起きる。子どもたちやお年寄りが、不安に感じるのは、事実であります。根本的なことを言うならば、全道で11カ所しか信号をつける予算がない状況で、訓子府に設置すると言っても無理であるという警察の言い方は、そのとおりだと思います。根本的に予算を付け、予算確保していただくことを私は知事にも言いましたが、先ほど冒頭に答弁させていただいたように地財法では、北海道がやるべきことに町村へ金を出してもらう訳にはいかないとの考え方です。一昨日行われた民主党の政調懇談会でもこの類^{たぐい}の議論で終わっていることが問題である。政府としてもきちんと民主党北海道は、与党であるため、予算の確保もきちんとすべきでないかということを直接、出席した日下道議と上川の木村道議などに私は、ありとあらゆる機会で、このことを主張し、現実のものにしていきたいと思っているところでございます。警察は、早速、取締を訓子府では厳しくしたようであります。訓子府で捕まった方も多いうございませうが、このことが良いかどうかは別としても、総力をあげ、今の状況の中で最善を尽くし、できるだけ住民の方の不安などを解消するように努めていきたいと考えているところでございませうので、ご理解を賜りたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ごめんなさい。もう1点、やはり事故のあった南12線に限って言いますとあの道路は、大型ダンプ等が多く走っているということで、交通量が増えてきているのも事実であり、網走建設管理部、昔の土木現業所所長には、できるだけ、あの陸橋撤去を早くしてほしいとの話もしております。これは、最初の約束では、年内中にと前年度では言っていたのですが、予算の関係で3月末でございましたが、立会した時、できるだけ早く撤去の工事を終わらせるということも北海道の道路管理者も答えておりますので、そのような状況もあることをご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 河端芳恵君。

○4番（河端芳恵君） 私の質問は、終わります。

○議長（橋本憲治君） 4番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで、午後3時20分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時20分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を継続いたします。

次は、3番、工藤弘喜君の発言を許します。

3番、工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、私の一般質問をはじめていきたいと思っております。

はじめに、幼保一体化を基本とする本町の子育て施策についてであります。これについては、教育長ならびに町長から答弁をいただきたいと思っております。

町長は、自身のマニフェストや今年度の町政執行方針、さらには、11月に開催されました「まちづくり推進会議」などで、幼保一体化を基本とする施設整備や保育園、幼稚園、子育て支援センター、児童生活館を総括する「子ども未来課」を新設するとの考えを示されています。

また、この度、児童生活館の対象児童の拡充とともに、施設の建替えに向け、実施設計のための予算も提案されています。

同時に政府も「社会保障と税の一体改革案」を決定し、この改革案の優先的課題として「子ども・子育て新システム」という制度をつくり、これからの「子ども・子育て支援施策」の方向が検討されている中にあります。

これらの動向も見ながら、次の項目について、町長ならびに教育長の見解を伺います。

1つ目ですが、政府が「一体改革」の中で、優先的課題に位置付けている「子ども・子育て新システム」について、どのような見解を持っているのか伺います。

2つ目、保育園、幼稚園、子育て支援センター、児童生活館を総括する「子ども未来課」（仮称）という新しい課を教育委員会につくることをマニフェストで示されていますが、これを進める町長の考えを伺います。

また、いつまでに新設を予定されているのか伺います。

3つ目、先の「まちづくり推進会議」においても、保育園・幼稚園の一体化に伴う施設整備（マニフェストでは「幼児センター」の建設）を平成25年度以降に予定するとの考えを示されておりましたが、現段階でどの程度検討されているのか伺います。

4つ目、施設の老朽化と対象児童の拡充を目的として、児童生活館の建替えを予定し、この度の定例議会で、基本・実施設計のための補正予算が提出されていますが、これまでの経過から見て、十分検討されたことなのかどうかと若干不安を感じる面もあります。

この度の議会で補正を組むことになった理由を伺います。

5つ目、対象児童の拡充ということから、学童保育と放課後活動支援の一体化を進めていくとありますが、それぞれの持つ理念、あるいは目的は違っております。

どのような運営を考えているのか伺います。

また、対象児童や保護者の方々に対する説明は、どのように考えているのか、あわせて伺います。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 教育長。

○教育長（山田日出夫君） 幼保一体化を基本とする本町の子育て施策について、大きく

5点のお尋ねをいただきましたが、1点目と3点目につきまして、私から答弁させていただき、2点目、4点目、5点目のご質問につきましては、町長からお答えいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、1点目の政府が一体改革の中で、優先的課題に位置付けている「子ども・子育て新システム」について、どのような見解をもっているのかとお尋ねをいただきました。

本年7月29日、子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめが、国の少子化社会対策会議にて決定されました。

「国民の安心確保のための最優先項目の1つで早期実現」すべきという総論には同感でございます。

その内容を見ますと大きく支援給付と支援事業給付に分かれ、子ども手当やこども園給付から子育て支援、児童クラブ、妊婦健診など福祉と教育の広い範囲にまたがり、事業主体の市町村が「市町村子ども・子育て新システム事業計画」を策定し、推進するという大きな仕組みとなっております。

市町村が自由度をもって、事業の設計や給付を行うものとし、国は、包括給付金など必要な措置を講ずるとうたわれてはいますが、具体的な施設整備費や運営経費などは今後検討するとあいまいな表現のままとなっております。

幼保一体化だけをみても、都市型の保育待機解消に力点を置き、事業主体の民間参入や保育形態の多様化を急ぐあまり、量の拡大を目指すことばかりが目立ち、本来の目的である子どもが平等で健やかな育みを目指す質の向上は、担保されていないような気がいたします。

本町のようにすべての子どもが保育園、幼稚園、義務教育と進む現実と新こども園の設置と運営の狙いからは、やや乖離した印象を否めません。

また、新システムの費用負担は、国、地方、事業主体、個人の社会全体で、分かち合うとされ、財源を税制抜本的改革に求めることが、明記されており、個人や市町村の負担増大等も心配されるなど「国や地域の宝である子どもたちの育み」が市町村の自由度拡大の名分のもと国の責任や関与を弱め、結果として、国民の安心が確保できないことのないよう、これからも注視するとともに、今後も地方の声を発信し続ける必要を感じております。

次に、3点目の「まちづくり推進会議での保育園・幼稚園の一体化に伴う設備整備について、平成25年度以降に建設を予定されているが、現段階での検討状況は」とのお尋ねをいただきました。

現行の認定こども園は、幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省と2制度2重行政の弊害が残り、運営面の困難性や教育・保育サービスの混在など狙いどおりの効果をあげられない状況にあると思います。

本町では、訓子府町に生まれたすべてのお子さんが、保護者の事情に左右されることなく、平等で均一な優れた教育と保育が受けられるような真の幼保一体化を目指したいと考えています。

国においては、前述したように「子ども・子育て新システム」の制度がうよきよくせつながら進んでいますが、その動向を見極めながら、本町の幼保一体化のあり方やその総合的施設建設の研究を開始しております。

現在は、幼稚園、保育園、子育て支援センターの担当者による話し合いや先進地視察を

計画的に実施しております。

また、施設整備や運営面での国の補助制度が、不明確なことから、町長が中心となって、あらゆる機会をとらえて、関係省庁や国会議員への財政支援の要請を重ねています。

9月には、福祉教育に造詣^{ぞうけい}が深い道内選出の衆議院議員に、本町の施設を見ていただきながら要請を行ったところ、早速、衆議院特別委員会において、担当大臣に対して、本町の取り組みの紹介と財政支援創設の質問が行われるなど本町の声が直接中央に届けることができました。

また、先月には、選挙区選出の衆議院議員にも町長が直接要請を行い、ご理解をいただいたところでございます。

今後においても幼保一体化の実現に向けて、関係課協力による研究体制の整備を含め、遺漏^{いろう}のないよう進めてまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 続きまして、私の方から2点目の「マニフェストで示されている（仮称）子ども未来課の新設の考え方」について、お答えをさせていただきます。

本町では現在、福祉部門で児童生活館、教育委員会では、幼稚園・保育園・子育て支援センターなどを所管し、子どもたちが安心して健全に成長できるように、それぞれの部署が子育て支援に取り組んでいるところであります。

近年、急速に進む少子・高齢化の中、地域とのつながりの希薄化や核家族化の進展などで、子育てを取り巻く環境は、著しく変化しております。

こうした状況のもと、保護者の子育てや働き方に関する従来の考えは、時代の変化とともに人々の生活スタイルや価値観などに一層複雑になってきております。

さらに、近年は、女性の社会参加の意欲の高まりや経済不況の影響もあって、働くことを希望する女性が増えてきているところでございます。

このような子育てに関する多様な時代のニーズに対応するためには、幼稚園・保育園・子育て支援センター・児童生活館などの子育て支援に関する施設の管理・運営を一体的な流れの中で、行うことが大切と考えているところでございます。

こうしたことから、福祉部門と教育委員会で、それぞれ行っている子育て支援業務を一元化し、（仮称）「子ども未来課」として教育委員会に設置することにより、一貫した子育て支援体制が合理的に構築でき、すべての子どもに良質な成育環境や地域の特性に応じた子育て支援を提供できるものと考えているところでございます。

また、（仮称）「子ども未来課」の設置につきましては、国の「子ども・子育て支援新システム」の方向性や動向などを見極めながら、適正な時期に検討してまいりたいと思っております。

次に、4点目の「児童生活館の建替えのための基本・実施設計費を今定例会で予算補正することになった理由」についてお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

現在の児童生活館につきましては、昭和52年11月にオープンして以来34年が経過し、現在に至っているところでございます。

この施設の定員につきましては、50名としておりますが、最近の年間平均利用者数は、35名から40名程度で推移しているところでございます。

現在は、小学校1年生から3年生までの児童を対象にいわゆる留守家庭児童対策として

学童保育を実施してきておりますが、近年の核家族化や共働き世帯の増加等に伴いまして、少子化の時代にあっても、本町の場合は、留守家庭児童が極端に減るということはなく、逆に、平成15年及び平成21年に実施した次世代育成行動計画策定の際のアンケートでは、「小学校6年生までの受入れの要望」や「留守家庭児童だけでなく、小学生が自由に遊べる児童館的な運営」の要望もあり、平成22年9月に、これらの受入れのため小学校の空き教室等の活用ができないか教育委員会管理課、社会教育課、企画財政課、福祉保健課の関係課で検討し、さらに学校長や教頭先生にも打診したところでしたが、「平成23年度から35人の少人数学級で使用するようになるため、空き教室が出る年もあるが毎年確保できる状態にない」とのことから児童生活館としての活用は無理であるとのことでした。さらに、中学校ではどうかとの検討もしましたが、学校管理上、学校長等の理解は得られず、また、中学校となれば小学校から末広線を横断すること等の危険性もあり、断念せざるを得ない状況となりました。

しかし、4月の町長選立起にあたってのマニフェストや6月定例会での町政執行方針でも明らかにしておりますが、放課後児童の健全な育成を図るためにも要望のあるこれらの児童の受入れを実現するためには、現在の施設では狭すぎることや築34年が経過し老朽化していることから、新たに施設整備が必要であると判断し、少しでも早い時期に6年生までが、放課後、誰でも自由に遊べる環境を整備したいと考え、7月以降、副町長と関係する社会教育課、企画財政課、建設課と福祉保健課で協議を重ね、さらに、9月には職員によりまず先進地の富良野市や上富良野町への視察、また10月には大空町に職員のみではなく、児童生活館指導員も一緒に視察してきているところでございます。

さらに11月には、小学校6年生から保育園までの児童を持つ保護者の方を対象にアンケート調査を実施しておりますが「6年生まで条件に関係なく利用できるようにして欲しい」「施設設備を改善して欲しい」「保育料を安くして欲しい」等の要望が多くあったところであります。

また、この施設整備のための児童厚生施設等の補助金につきましては、平成24年度が「第5期介護保険事業計画」や「第3期障がい福祉計画」のスタート年となることから、これらの高齢者や障がい者の施設等整備のための補助金枠に押され、非常に厳しい状況ではありますが、平成24年度の補助金枠獲得の要請活動も行っているところであり、平成24年度中に児童センターを建設するため、今定例会で基本・実施設計費の補正予算を提案させていただいております。

次に、5点目の「理念・目的が異なる学童保育と放課後活動支援の一体化を進めていくことになるが、どのような運営を考えているのか。また対象児童や保護者への説明はどのように考えているのか」とのお尋ねです。現在のいわゆる留守家庭児童対策として開設している児童生活館と学校週休二日制に伴い、実施している竹の子クラブの放課後児童対策を一体化した場合の運営方法につきましては、現段階では、竹の子クラブを廃止し、合体する方向で考えておりますが、具体的には、従来の竹の子クラブとして活動していた火曜日・金曜日の放課後につきましては、児童センターで過ごしてもらうこととし、月に1・2回の土曜日に実施していた体験活動につきましては、希望する児童を対象に今まで通り社会教育課が、実施していく方向で検討しているところでございます。

なお、児童センターは、小学校6年生まで、条件に関係なく誰でも利用できることと

し、今までの留守家庭児童対策として開設してきた児童生活館の役割を第1番目に守りつつ、フリーの子どもたちを受け入れようとするものですが、この運営にあたっては、先進地の事例を参考に、留守家庭の子どもたちもフリーの子どもたちも一緒に遊ぶことで考えており、現時点では「フリーの子どもたち」については、放課後から午後4時30分まで、土曜日や長期休業日については、午前中の8時30分から12時までの利用とし、「留守家庭の子どもたち」については、いずれも午後6時まで預かるというような利用時間での整理とさらに利用料についても「フリーの子どもたち」と「留守家庭の子どもたち」の区分けを含め、検討しているところでございます。

また、対象児童や保護者への説明につきましては、先ほども申し上げましたが、先月、小学校6年生から保育園までの児童を持つ保護者の方を対象に「児童生活館の利用に関するアンケート調査」を実施させていただいておりますので、その調査結果につきましては、先日、保護者へお知らせしたところでありますが、運営形態等詳細につきましては、今後、さらに関係各課及び児童生活館指導員等の意見も十分に聞きながら、子どもたちが安心して放課後を過ごせるように検討して参りたいと考えておりますし、その内容が固まりましたら、町広報誌等で町民の皆様にもお知らせして参りたいと考えております。

以上、お尋ねのありました5点につきましてお答えをいたしましたので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 答弁を非常に詳しくしていただきましたので、再質問の部分とかぶるところもあった訳ですが、何点か少し気になるところだけ、この問題について、再質問をしていきたいと思うのですが、まず第1点、教育長がお答えになりました新システムとの関係ですが、教育長もご存じのように、先ほども答弁の中でありましたが、新システムのもっている意味と経過も含め、お話がありましたが、私なりにこれを見てもやはりこの新システムは、いわゆる社会保障と税の一体改革として、今の政府が強力に将来へ向けての日本のあり方を変えていこうとする流れの中の一環として、その中の優先課題の1つに、この保育、子育ての問題が取り上げられているとまず自覚するというのか、とらえる必要もあるのではないかと私は思っております。私なりの見方からしますとこのシステムの一番の問題点は、確かに幼保一体化の問題もありまして、このことにつきましては、我が町も先がけて、これに取り組もうということをやってきていますし、先ほど町長から別な形でも、この方向性については、私も異論はある訳ではありませんが、今回のこの新システムの中で、協議、検討されている中身は、今になってみると非常に、まだきちんとした形で決まっている訳ではありませんが、しかし、これだけは決まっているというものがあります。これはやはり何かというこのシステムの問題点として、国と自治体が、この現行の保育制度に責任を持たなくても良いというところが、一番大きな点ではないかと私は思っております。その根拠にしているのが、いわゆる児童福祉法第24条があるのですが、現行の保育制度は、この児童福祉法第24条で市町村、いわゆる各自治体に義務を負わせている訳です。この全面改定、いわゆる改悪というのか、改定というのか、これはもう今回の作業部会の中でも一向に変わっていないし、これだけはやはりはずせないとの議論になっていると聞いております。その中であって、この新システムが、2013年度からスタートしたいと考えられている訳ですが、この新システムが、その流れ

の中で、実施されてくると先ほどから、本町として、町長からもいろいろと出ています構想も含めてあります子育ての施策の中で、どのような影響が出てくるのかという点が少し気になる場所なのです。我が町は、このようにしていきますと言っているが、1つは、やはり保育にかかわる国の財政措置も含め、やはり変わってくるのではないかと考えています。先ほど教育長の答弁の中にも包括交付金のような形にしますというのもこのシステムの中で言われていますが、先ほど一体化した施設を幼児センターとして、財政措置も含め、本当に大丈夫なのかどうかをまずこの点について、もう一度、今の状況をもう少しお答えいただければいいかと思いますが、その対応も含め、先ほどいろいろと国会議員などに、あるいは国会の中でも訓子府町の事例も取り上げられ、意見を述べていると言われていま

すが、やはり不安は、ぬぐえないことがありますので、この点についての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 担当する省庁、ある意味では、内閣府の総括的な総括官に村木厚子さんという方がおられます。先般、9月に個人的にというよりも町長として、村木総括官に30分ほどお話をしたいということで、私どものこの幼保一体化の問題と抱えてきた経過も含め、説明し、気になる場所を2点お話をさせていただきました。

1つは、工藤議員が言われたように、国と地方公共団体が、児童憲章に定めている子どもたちは最良の環境の中で、育てていかなければならないということの責任放棄ではないのかという点をぜひ、伏せてはならないということが1点目、それから、2点目に私が申し上げたのは、責任放棄の問題ももちろんですが、例えば、公立保育園、幼稚園を一体とした施設に対する施設補助がない。これは一括交付金、あるいは交付税の中に参入しているという言い方もありますが、具体的に言うと財政的な措置がないのは、いかななものかということです。これはやはり国が、俗に言う待機児童や待機幼児の解消のために、ある意味では、責任を放棄し、バウチャー制度等を入れるようなやり方については、いかななものかということです。ある意味では、この点については、きちんとやはり市町村が最良の環境の中で、育てられる環境を整える施設整備を国は責任をもって補助すべきと要請をさせていただきました。最終的に、お答えいただいたのは、議員も今言われましたが、2013年度のスタートであり、すなわち、税と社会保障の一体改革の中で、消費税5%から10%に上げる中に、その1%枠の中に入っているということがきちんとされなければ、なかなかハードに対する補助は、難しいとの回答でございました。

一方、先ほど教育長からも答弁しましたように、民主党山崎まや議員は、北海道内の衆議院議員の事務局長を担当している議員でございますが、厚生労働関係の議員にも我が町の要請と状況を見ていただきました。児童生活館、幼稚園、保育園、そして、それぞれの施設責任者に説明をいただき現状を把握してもらいました。先般の衆議院青少年特別対策委員会の中で、山崎議員から蓮舂議員に対し、訓子府町の事例をあげ、一生懸命、幼児センター、子育て支援センター、あるいは幼保一体化の問題に取り組もうとしている自治体へ対する金額的な補助がないのはいかななものかという説明と質問を特別委員会ですていただいたようですが、蓮舂議員から前向きに検討させていただきたいとの回答をいただいている状況でございます。

いずれにしても北海道民主党の政調懇談会でも民主党が抱えている幼保一体化の問題点、先ほどから出ている問題点もそうですが、責任放棄の問題、それから市町村に対する適切な補助をしていかなければならないのではないのかということをも民主党北海道にもあげていることをごさいました。

ただ、これが実際に執行段階にあたって、工藤議員が心配するようなことがないのかということでもあります。これは中身をとることも含め、私は柔軟に対応しながら、状況によっては、金額的な補助がつかないのであれば、今、東川町や共和町でやっているような自主的な幼保一体化施設の建設も視野に入れながら、やはりこの町の子どもたちにとって、最良の環境の中で幼保一体化の問題は、現実のものにしていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 今、町長から答弁いただいた訳ですが、やはり私の考え方として、この点についての一番の思いは、子育ては、どのようなことなのかということにやはり原点へ立ち返るところからの議論は、やはり必要となってくると思います。この子育てにかかるお金、経費というものは、やはり子育てそのものの地域の未来を支える土台になるとの観点に立った時、やはりこれは、市場化したり、産業化したりして、そこで子育てをするというのは、やむ得ない場合は、仕方ないのですが可能な限り、やはりそのような方向に自治体は責任を持つところが、将来の日本、この国を支えたり、あるいは地域を支えることになっていくことの基本から考えますと現行制度の堅持、あるいは充実をさらに求めていくことが必要になっていくのではないのかと思っています。そのことが、言ってみれば予算の獲得に向けても大事な論点になっていくと思っていますので、ぜひそういう立場で頑張っていただきたいと思っていますところであります。

次、その後の質問もありますので、何点か保育の関係で質問したいのですが、留守家庭、いわゆる学童保育として、児童生活館の建替え関係で、少し気になっているところなのですが、その経過も含め、これまで取り組んできた中身も先ほどの最初のお答えの中でいただき、理解もできるのですが、やはり少し気になるのは、本来、それぞれの目的が違ってきた中で、歴史的な経過もあると思うのです。留守家庭、児童生活館に通ってこられる方々の思いともう1つは、竹の子クラブに代表されるような、いわゆる放課後プランは、基本的に違います。これもやはりもっと言えば児童福祉法などのものが、やはり論拠になっている。児童生活館の留守家庭の問題を含め、これを一定程度、どのように整理するのが、今後の運営に向け、先ほど町長も適切に配慮することもお話されていましたが、問題としては、町でも児童生活館の利用に関するアンケート調査結果も先ほど答弁の中でもありましたが、これを見て少し気になったところがあるのです。これは新しく11月に小学校や幼稚園、保育園児を持つ保護者の方に出したアンケートですが、その中の回答として、今後の児童生活館に対する希望、要望の中で、利用できる条件に該当しなくても児童が自由にできるようにしてほしいというのが極めて多い。回答数として、73人の方がいました。それから利用できる対象学年を拡大してほしいというのも81人、これが一番多いのですが、今言った自由に利用できるようにしてほしい。これは、否定するものではないのですが、その要望にどのように応えるかということも当然考えていかなければいけないのですが、児童生活館としての本来の目的が、このような保護者の方々にどこま

で今までやってきたことが、理解されているかもやはり説明していかなければ、今後の運営にいろいろな形で差しさわりが出たり、あるいはそのことが元で、一緒になって遊ぶ子どもたちの中にトラブルや居ずらいなどの状況だけは、避けなければならないと思いますので、その部分の説明を庁舎内の担当の中でもきちんとした議論が必要になるのではないかと思います、その点についていかがでしょうか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じかどうか分かりませんが、この留守家庭児童対策は、昭和39年に今でいう文部科学省が、鍵っ子対策として、政策的にあげてきたのがスタートであります。私自身が訓子府に来た時、最初に担当したのが、留守家庭児童対策でございました。これは文字通り、共働き家庭、それから親の保育に欠けるなどの人たちを対象とし、ある意味では限定的に、しかも時間を区切って、放課後の安心性を基本にしていることをやってきましたので、その点では、今の学童保育は、基本的にその精神を受け継いでいる。

しかし、状況としては、今50名の定員と言っていましたが、私が担当している時には、30名ぐらいではなかったかと思います。すなわち施設の広さから言うとあの広さでは、非常に問題がある。

それから昨今、障がいを持った子どもたちが、永年あの施設に放課後、受け入れてほしいとの要望があったのも事実でございますから、逆に言うと1つは、その機能をどのように確保するのかということもあります。

それから、文部科学省、厚生労働省を中心として、放課後の竹の子クラブ関係であります。自由に楽しく。これは、教育委員会が昭和59年からファーマーズというようなこともやりながら、週1回か月1回か忘れてましたが、そのようなことをやりながら、放課後の子どもたちの自然体験を豊かにすることで、社会教育を中心としてやってきた歴史がございます。

ある意味では、訓子府町の子どもは、同じ環境、最良の環境の中で育てていくことを理想とするべきであり、現実のものにしていく必要があるのではないのかと思っています。それは、留守家庭児童対策と例えば自由に出入りする北見市の児童館を意識している発言だと思いますが、北見市の児童館で行っているどの子も自由にその場で生活ができることと留守家庭児童対策と障がいを持った子どもたちの受け入れ等のさまざまな現代の状況の中、子どもたちを受け入れていく。その可能性をこの児童センターが、担うべきではないのかと思っています。その点で言うと大変、竹の子クラブは、全道的にも評価されている実践事例でありますので、この点も指導されている2名の指導者の方々もおりますので、今後の児童センターの指導者としてもお力添えをいただきながら、子どもたちが最良の環境で育てることをせっかくやるのだから最良の環境の中で進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤議員、会議時間の関係がありますので、時間を延長したいと思います。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長する件は可決されました。

本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

それでは、引き続き一般質問に入りたいと思います。

工藤弘喜君。

○3番(工藤弘喜君) 今、町長から詳しく答弁いただいた訳ですが、本当にその思いはそのとおりでありまして、そのような形で進めていただきたいと思うところですが、現実の問題として、心配することのもう1つの根拠に児童生活館で従来過ごされている方と竹の子クラブでは、人数の規模がぜんぜん違ってくるのではないかとの思いがしている訳なのです。今後に向け、一体化する中で行っていくことになるのであれば22年度の関係でいきますと竹の子クラブの延人数でいきますと3,400名程度の子どもたちが参加し、おそらくこれは1日に自分なりに換算すると30名以上の子どもたちが何らかの形で、この竹の子クラブに参加され、1回につき30名超えるぐらいの子どもたちがいろいろな行事や事業に参加されていると思います。そのことからいきますとやはり生活館としてあるいは児童センターとしての適正規模、あるいはそれを支える職員体制、指導員体制についても非常に留意していかなければいけないことになるのではないかとの思いとあわせてそれを考えた時には、保育料として、今は6千円弱の6,030円とそのほかに若干おやつ代の形でかかりますが、その部分は、先ほど町長の中で、従来の部分と竹の子の部分である、いわゆる放課後プランと自由参加の部分と区別したいような話もありましたが、その辺の整理をやはりきちんとしながら、理念も含め、利用される方々に十分な説明を本当にこれでもかというぐらいしていただきたいというのが思いであります。その意味で、適正規模に対する対応をどのように考えておられるのか。

それから、保育料の考え方も含め、これから本格的になると思うのですが、ぜひそのようなところも重点的に考えてほしいという思いでありますので、お答えをお願いしたいのですが。

○議長(橋本憲治君) 町長。

○町長(菊池一春君) 時間がありませんので、簡単にお話をさせていただきます。

まず、児童センターにすることによって、心配なことについては、私自身も十分受け止めておりますので、これは今後、関係者あるいは親等々の話し合いも含め、前へ進めていきたいと考えているところでございます。

1つは、スペースの問題があります。これは、今の児童生活館のおよそ3倍ぐらいのスペースを考えています。広さでいきますと日ノ出地区ふれあいセンター的な面積になると思っています。その点でいくと体育館的な広がり、非常に大きいものになっていますし、指導者については、竹の子クラブの指導者の方にもお手伝いいただきながら、これは具体的に詰めていくといろいろなことが出てくると思います。今、指導員は2名体制ですが、できれば3名体制にしていきたいことなどについてもさらに検討していきたい。

それから料金の問題でいくと児童センターについては、基本的に無料と考えております。児童館が無料であるように、児童センターは無料。放課後の留守家庭児童については、当然、お金をいくらになるかは別として、その分のかかったお金の幾分か負担をお願いする

ということです。

本町で一番多いのは、児童館がないことに対する要望が多いことでもありますから、それらを考え、適切な訓子府らしい児童センターにしていきたい。しかもこれらの運営の方法については、先進地である富良野市やあるいは大空町でも実践していることでありますから、これらも参考にしながら、適正な開設に向けて進めていきたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） この問題については、本当に最後に、少し気になっている点を1つだけ聞きたいのですが、今、児童生活館の運営の中に、道からの補助金として、いわゆる道支出金、道補助金、いわゆる児童福祉費補助金という形で、運営費が補助されていますが、これが放課後プランと一緒にいったような形で運営していくことになった時、昨年で204万5千円ほど補助金が出ているのですが、道の補助金、これは、国の補助金と思うのです。これも基準があり、留守家庭児童に対する補助は、国も決めていますから、これに基づいて道が出してくると思うのですが、これは問題ないのでしょうか。留守家庭の問題で使うものと合体した時、対象となるのかが少し気になっていたのですが。後からでもよろしいのですが。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） できるだけいただけるものはいただくようにしていきたいと考えています。

それから、施設整備についても児童厚生施設は、マックスでおよそ4千万円の補助金しかない。これは農業予算もそうありますが、非常に厳しい対応を求められておりますが、何としても私どもの町には、満額の補助金をいただきたいと道庁に要請しているところでございますので、中身の204万5千円については、今のところ何とも言えませんので、後でまたご連絡をさせていただきたいと思えます。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） あくまでも毎年度のものであり、おそらく指導員に払う給与も含めた補助と思うのです。その辺の使い方で整合性があるのかを指摘され、だめということにならないかどうかという問題だけだと思います。

○議長（橋本憲治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上野敏夫君） 先日、そのことに関しまして、津別町教育委員会に確認をさせていただきました。回答として、文部科学省の補助金を2つ併用しているとのことを確認しておりますので、最大使ってまいりたいと考えております。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 次の質問に入ります。

2つ目なのですが、これは町長に質問したいと思えます。

北見赤十字病院改築における経費負担についてです。

北見赤十字病院は、今年度で実施設計を終え、平成24年度から本格的な改築工事にかかり、平成26年には新館完成、そして開院、平成27年度には、すべての増改築工事が終了するとの計画になっています。

この北見赤十字病院改築に伴い、本町にも経費負担が求められるとのことですが、次の項目について、町長の見解を伺います。

1つ目、改築に伴う経費負担が生じるに至った経過を伺います。

2つ目、改築における総事業費をはじめとする経費負担等にかかわる説明や協議がこれまでにあったのか伺います。

3つ目、この度の病院改築における負担について、町長の基本的な考えはどうか伺います。

4つ目、町民に向けて、この件について、どのような対応を考えているのか、その必要性の有無を含めて町長の考えを伺います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、北見赤十字病院改築における経費について、4点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の「改築に伴う経費負担が生じるに至った経過」についてのお尋ねでございます。

北見赤十字病院は、オホーツク第三次保険医療福祉圏において、地方センター病院として、最多診療科と最大の病床数を有し、地域の基幹病院として、長きにわたり高度で質の高い医療を提供してきております。また、地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院・救命救急センター等さまざまな機能を有し、高度専門医療と急性期医療を中心に医療サービスの提供を行っている病院であります。

現在の既存建物は、築後25年から40年経過する老朽化の進んだ施設が4棟あるとのものであり、高度な医療機能の充実や災害に強い病院が求められている今日、地域の期待に応えるために、高度で質の高い医療と良好な療育環境の提供、地域で必要とされる診療科・医療機器・検査機器・情報システム等を整備し、さらに一層地域の方々が安心・安全に暮らしていく社会資本としての近代的な病院づくりの基本・実施設計に着手しており、いよいよ平成24年度から病院の新本館建設が始まる予定となっておりますが、総事業費は、現時点で150億円を超える大事業であるとお聞きしております。

お尋ねのありました改築に伴う経費負担が生じるに至った経過につきましては、平成21年12月に北見赤十字病院の高橋新病院建設準備室長が来庁され、管内町村会に要望した内容についての説明と財政負担の要請がございました。その際の内容につきましては、改築費用のうち本体工事費の約120億円の3%の約3億6千万円について北見市を除く管内2市15町村にお願いしたいというものでありました。さらに「がんのペット検診装置」導入初期投資にかかる約10億円について、各市町村の受診者の割合で北見市が75%、他の市町村で25%の負担をお願いしたい。なお、この各市町村の負担の割り振りについては、町村会にお願いしたいというものでございました。

北見赤十字病院は、2次及び3次医療圏の基幹病院として、今後においてもその担う役割は、ますます重要であると考えておりますし、日赤に依存している本町の町民の医療と大きな安心の確保のためにも町民の皆様、議会の皆様のご理解をいただき、可能な限り支援をして参りたいと考えているところでございます。

次に、2点目の「改築における総事業費を始めとする経費負担等にかかわる説明や協議がこれまでにあったのか」とのお尋ねですが、平成22年9月に北見市副市長と北見赤十字病院吉田院長、佐藤事務部長、後藤参与が改築事業概要の説明のため来庁され、概算の

総事業費等の説明を受けており、平成23年5月にも吉田院長・佐藤事務部長・高橋建設準備室長から、まとまった改築の設計概要の説明を受けておりますが、その際にも財政負担についての要請を受けております。

その後、北見市役所の庁舎移転問題もあり、事務がストップしているのではないかと推測しておりますが、現時点では、財政負担についての詳細につきましては、連絡がないところではありますが、今後、提示・協議されていくものと考えております。

次に、3点目の「病院改築における負担についての基本的な考え」についてのお尋ねですが、平成3年度にも北見赤十字病院救命救急センター整備に対する負担金として、3年間の債務負担行為により、総額で519万2千円の財政負担を行っているところであり、今回につきましても管内町村会と歩調を合わせながら、地域医療支援病院として、高度医療と最新の技術で、町民に最新の医療と大きな安心を提供してくれる新北見赤十字病院の改築に係る応分の経費負担につきましては、当然必要なものと考えているところであります。

次に、4点目の「町民に対してどのような対応を考えているのか。また、その必要性の有無」についてのお尋ねですが、先ほど申し上げました平成22年9月に概要説明があった際に、日赤病院長に対して、日赤の改築等について、町民との懇談の場が、設けられないかと要望した経過もありますが、時間の関係もあり、残念ながら実現には至りませんでした。

現段階では、財政負担額についての詳細が示されておりませんが、今後、その詳細が示された段階で議員の皆様とも協議をさせていただき、町民の皆様にも設計概要と合せて町広報誌等でお知らせして参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 今、町長から答弁いただいたのですが、何点かあるのですが、時間もないので、1、2点になりますが、再質問いたします。

まず、1つ、この日赤改築にかかわる負担の問題なのですが、基本的な考え方は、応分の負担は必要ではないかと思っています。いわゆる日赤の役割は、いわゆる救命救急センターとしての役割、あるいは、この地方のオホーツク圏のセンター病院としての役割から考え、やはり必要ではないかということは、私もそのように思っておりますが、町民の多くの方々にしてみますと自分のかかっている病院は、日赤だけではない訳でありまして、その辺の町民の理解をどのように取りつけるかは、非常にやはり難しい、なかなか大変なこともあるのではないかと考えております。その意味からすると例えば本町におかれましても地域医療として、町内の病院に補助金、報奨金を出している経過もありますが、町内の病院だけではなく、北見市、あるいは置戸町も含め、さまざまところで治療され、あるいは入院している中で、なぜ日赤だけなのかという問題にどのように向き合うのかは、やはり町民サイド、町民の視点に立った議論が、できるような場の設定が、今後、必要になってくるのではないかと思います。これは、ぜひ、そこら辺は慎重にやっていただかなければ、今後、例えばお金を出したから、それで済むということではなく、日赤側の努力も求めなくてははいけませんし、あるいは我々町民としても今後の地域医療の中で、どのようにかかわるかという問題、自覚的にかかわっていくかも含め、非常に要素としては、あるのではないかと思いますので、その点の進め方をもう少し考え方とし

て、深いものがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私どもの町内の医院は、くねっぶ治恵クリニック、あるいは訓子府クリニック、それから歯医者等々については、予算措置しているように町内の医療機関に医師を確保する観点からも年額、過去の経緯の中では、いろいろありましたが、町で補助を行っている経緯がございます。

それから、北見市との連携の中で、夜間診療、それから医師会等で運営している医療機関に関する協議会へ対する負担等々も間接的ではありますが、1つの病院に対して、支援していることよりも広域的な役割の中で、医師会等を通じて、さまざまな連携をしながら行っている状況でございますので、この点については、ある意味ではご理解をいただきたい。

それから、負担の問題でいくと私は、できれば病院関係者に来ていただき、議会、あるいは町民説明会、懇談会等々をどのぐらいの規模になるかは別にいたしましても、やはり何らかの形で実施をしたい。北見市の日赤病院建設を考える会などでもさまざまな高度医療の要望書を出している。例えば、ペットの問題、それから口腔外科の必要性、ヘリポートの問題等々を出していただきながら、今、この改築計画が進んでいるとのことですから、町民の皆さんに対しても日赤の当事者をお呼びしながら、考え方の説明を求めたり、あるいは意見を求めながら、ふくらませていくことがとても大事な点とっておりますので、その点では理解をいただきたいと思います。

もう1点は、日赤の自助努力の問題は、もちろんありますが、私は3次医療として、管内の総合的な病院、それから、訓子府町でいくと地元の町医者だけではなく、次のステップの2次医療に対しても日赤の存在は、非常に欠かすことができない問題でありますので、地元の理解もいただきながら、私は応分の負担を救急病棟、すなわち南病棟の時だったと思いますが、本町が五百数十万円の負担をしたことが、今後どのような形になるかわかりませんが、一定の負担をしていきたい。今の予定では、年明けに、おおよその金額が町村会に示されるという話を聞いておりますので、その配分等の負担割合等については、町村会の中で、また煮詰めていくこともありますが、総体で157億円ぐらいの建設費ですが、ペット等々を含め、おそらく160億円を超えるのではないかと考えています。また、北見市の負担ですが、現時点では、57億円と言っていましたが、60億円に至るのではないのかとの話を昨日、私は担当幹部と日赤幹部に直接話をし、状況的には、そのようなことが予想されるとの話ですが、まだ、はっきりしない段階であり、あまり町民の皆さんに説明することにはなりませんので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 今の状況からいきますと北見市議会議員の方、何人かに聞いて、この状況がどうなっているのか、北見市の中で、どのような議論が市議会の中でされているのかを若干聞いているのですが、やはり今、町長が言われましたように、おおよその建設費の総事業費は、今月下旬を目途に出していきたいと日赤側からの何か答えがあったようなことですが、ただそれもへたをすると年明けにまたがるかもしれないが、下旬までに何とかしたいということでした。北見市議会としてもこの問題は、大きなこれからの負担も含めてありますので、非常に関心を持って、議会をやっているようです。その中

で、総事業費についても160億円を超えるというのは、今言われたとおりそのような予想をたてながら、その負担の問題について、今、ぼちぼちと進めていく状況にあるようがあります。その中で、最後になります、1つ、ぜひこの辺も町長に管内町村会なり、その中でも主張していただきたいと思うところではありますが、この問題を考える前提として、日赤の問題に限らずやっていることなのですが、道がオホーツク圏医療再生計画をこの11月につくり上げた。これは道議会でもこの間、報告され、採択になっている中身なのですが、その中にも、それはどのようなことかと言いますとこのオホーツク圏の地域医療の現状分析やあるいは、どのような課題があるのか。あるいは、それをどのように達成していくのか。目標も含め、整理し、これがその会をつくってやってきている中身なのですが、その中で、このオホーツク圏の圏域の中で一番重視されているのは、日赤の問題なのです。具体的な目標達成のための施策の中で、やはり日赤問題は、非常に比重を置いてとらえられております。

例えば、救命救急センターの整備に対しては、当然、北見赤十字病院が、このオホーツク圏のセンター病院としての役割から総事業費で、おそらく17億5,300万円程度のお金がこの部分だけでもかかる。これには、ヘリポートも当然つけなければいけない。これは、道の指針の中でも出ています。

それから、もう1つ、日赤で大きいのは、災害医療に対応するための免震施設、いわゆる地震に強い建物、いわゆる震度7から8でも大丈夫という免震構造にするためには、5億9千万円程度かかる。それを予算化し、道としてもやっております。

それから、がん、もっと大きいのが、先ほどペットの問題も出ていましたが、北見赤十字病院に対するこの管内の一番大きな役割のうちの1つとして、がん診療の連携拠点病院としての役割、それによるいろいろな諸事業で、ペット、CTなど、いろいろなものをすることによって、20億円弱のお金がかかるといった形で、施策の大きな部分を日赤がやはり担っている状況になっております。

その点から1つ考えてみましても管内の各町村の負担をどうするかを考える時、ぜひとも道の働き、役割もやはりしっかりと明確化するような立場での発言をぜひお願いしたい。このような計画に道もかかわってやっているものですが、このようなものもある訳ですから、ぜひ、この日赤の医療問題、地域医療問題と兼ねあわせ、道の役割は、どこにあるのかということもぜひ負担割合の話をする時に意見を言うことが必要ではないかと考えています。その点を最後に町長へ質問いたしまして、終わりたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 2分しかありません。町長、2分で完結をお願いします。

町長。

○町長（菊池一春君） 先般もオホーツク活性化期成会で、私は、この教育、医療部門のサブとして、保健福祉部長等にも、この医師確保の問題と日赤に対する道の姿勢を部長、次長に厳しく要請してきたところでございますので、今後も引き続き、道の責任についてもやっていきたいと考えております。とりもなおさず平成27年度に、新病棟の開設のタイムスケジュールがあがっているようでございますし、ペットは、25年度中に開設したいということでございますから、粛々とおそらく日赤は、進めているのですが、私は、吉田医院長にも昨年申し上げましたが、当然負担するのは当たり前との考え方から、むしろ日赤が各自治体へ出向き、きちんと誠実に説明することをしていただきたい。

これをなくして、町村会等の負担は、あり得ないと私は進言しておりますし、直接、吉田
医院長にも申し上げているところでございます。改めて、今、工藤議員から質問いただ
いたことにつきましては、私自身からも日赤担当者、北海道にも適切に発言をしまいた
いと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） これで、私の質問を終わります。

○議長（橋本憲治君） 3番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

本日の会議は、延長をしており、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませ
んか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

明日も引き続き、一般質問を継続いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いをした
いと思っております。

本日はご苦労様でした。

散会 午後 4時23分